

日本ジェンダー研究

第 18 号

論文

グリム兄弟の『子どもと家庭のメルヒェン集』 ヤーコプとヴィルヘルムの神話論的研究と現在のジェンダー研究	横 道 誠
公益勤務要員からみた韓国の軍事主義	佐々木 正 徳
ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる家族制度と労働の形態	香 川 孝 三
The Gender Representation and Bodily Negotiation in Taiwan's Occupy Congress Movement	李 明 聰

研究ノート

「男性（主夫）が気持ちよく家事や育児ができる環境」について ——主夫の状況と意識から——	島 田 直 子・友 野 清 文
映画『マジック・マイク』で考える 21 世紀ハリウッド映画の男性表象	國 友 万 裕
大学生の性役割の発達 ——就職活動経験の違いを反映して——	桂 田 恵美子

書 評

富士谷あつ子・伊藤公雄 編著「フランスに学ぶ男女共同の子育てと少子化抑止政策」 （明石書店 2014 年 7 月）	山 本 厚 子
望月紀子『ダーチャと日本の強制収容所』（白水社）	伊 藤 公 雄

日本ジェンダー学会

2015

目 次

論 文

グリム兄弟の『子どもと家庭のメルヒェン集』 ヤーコプとヴィルヘルムの神話論的研究と現在のジェンダー研究	横 道 誠 1
公益勤務要員からみた韓国の軍事主義	佐々木 正 徳 13
ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる家族制度と労働の形態	香 川 孝 三 29
The Gender Representation and Bodily Negotiation in Taiwan's Occupy Congress Movement	李 明 聰 43

研究ノート

「男性（主夫）が気持ちよく家事や育児ができる環境」について —主夫の状況と意識から—	島 田 直 子 77
映画『マジック・マイク』で考える21世紀ハリウッド映画の男性表象	國 友 万 裕 91
大学生の性役割の発達 —就職活動経験の違いを反映して—	桂 田 恵美子 103

書 評

富士谷あつ子・伊藤公雄 編著「フランスに学ぶ男女共同の子育てと少子化抑止政策」 （明石書店 2014年7月）	山 本 厚 子 115
望月紀子『ダーチャと日本の強制収容所』 （白水社 2015年3月）	伊 藤 公 雄 117
日本ジェンダー学会会則.....	119
日本ジェンダー学会学会誌「日本ジェンダー研究」投稿規程.....	122
編集後記.....	123

JOURNAL OF GENDER STUDIES JAPAN

Vol.18 2015

CONTENTS

Articles

- The Folktale Collection of the Brothers Grimm
The Mythological Studies by Jacob and Wilhelm and the Current Gender Studies.
..... Makoto YOKOMICHI 1
- South Korean Militarism-A Consideration from the Perspective of
Alternative Military Service (KOUKEI)
..... Masanori, SASAKI 13
- Family System and Labour Situation in Vietnam from the Viewpoint of Gender Studies
..... Kozo KAGAWA 29
- The Gender Representation and Bodily Negotiation in Taiwan's Occupy Congress Movement
..... Mingsung LEE 43

Research Note

- On the Environment in Which Men (stay-at-home dads/husbands) Can Comfortably Do Housework and Child Rearing
Naoko SHIMADA Kiyofumi TOMONO 77
- New Representation of American Men: an essay on Steven Soderbergh's Magic Mike
..... Kazuhiro KUNITOMO 91
- Gender-Role Development in University Students: Differences Based on Job Seeking Experiences
..... Emiko KATSURADA 103

Book Reviews

- Atsuko FUJITANI & Kimio ITO (eds.), Gender Equal Child-Caring and
Policy against Low-Fertility in France, Akashi Shoten, 2014.
..... Atsuko YAMAMOTO 115
- Noriko MOCHIZUKI, Dacia and War-time Concentration in Japan, Hakusuisha, 2015
..... Kimio ITO 117

Editorial note

The Folktale Collection of the Brothers Grimm

The Mythological Studies by Jacob and Wilhelm and the Current Gender Studies.

Makoto YOKOMICHI
(Kyoto Prefectural University)

The folktale collection of the Brothers Grimm has been criticized by the viewpoint of the gender studies. Even though these criticisms brought much beneficial opportunity to reconsider the significance of this collection, however they often reveal the lack of the general understanding of the works done by the Brothers Grimm.

In the 1st chapter, the typical opinions about the editing and re-narrating of the folk tales by Wilhelm Grimm are focused on. The well-known critics of the gender studies, Maria Tatar and Ruth B. Bottigheimer, attacked exclusively Wilhelm and claimed that his 'patriarchal' and 'conservative' value is apparent. However, as Gunhild Ginschel revealed, the characteristics of the editing and re-narrating of the folktales by Jacob Grimm is strikingly similar to that of Wilhelm.

In the 2nd chapter, the idea of '*Volk*' (common people, folk) is discussed. Nowadays, the profiles of the contributors of the folktales are rather known: Most of data that are heard of came from females, but the Grimm's collection includes very many written sources from males. For Jacob and Wilhelm Grimm, the concrete contributors were the secondary concerns, because they kept the abstract idea about '*Volk*', which had been keeping the ancient mythological tradition. It is surly possible that we find the lack of the consciousness about the gender in their works, but it is also necessary to comprehend the limitation of the thought style of their epoch.

In the 3rd chapter, the scholarly works of Jacob and Wilhelm are discussed. On the surface, the descriptions of these works are misogynic. However, the both Jacob and Wilhelm Grimm had no intention of disrespecting females. They preceded their investigations based only on their interest about the mythology. For example, the fact that not the males (gods), but the females (goddesses) ruled the fate and the law in the Nordic mythology was enough of an attraction for them. The Brothers Grimm did not share the gender consciousness of our age, but we should be prudent when judging the past people from our own value.

For the last part, I refer to the study of Ingeborg Weber-Kellermann. She criticized the works of the Brothers Grimm and their followers with the appropriate understanding of the history of scholarly activities in Germany and Europe. She also knew an appropriate way to criticize the folktale collection of the Brothers Grimm with her knowledge.

グリム兄弟の『子どもと家庭のメルヒェン集』

ヤーコプとヴィルヘルムの神話論的研究と現在のジェンダー研究

横 道 誠
(京都府立大学)

はじめに

グリム兄弟（兄ヤーコプ、1785－1863、ヴィルヘルム、1786－1859）の『メルヒェン集』¹⁾は、1968年の学生運動、そして同じ頃に起こった第2次フェミニズム運動をきっかけとしてジェンダー研究の観点から厳しい批判に晒され始め、現在にいたっている。『メルヒェン集』は固定的な身分制度を肯定し、男女の伝統的な性役割を助長する文化装置として機能してきたというのである。この論調は1970年代から1980年代にかけて西ドイツから米国へと広がり²⁾、学術的な批判と平行して、現代の欧米の価値観にかなった形でメルヒェンを再話する実践運動とも連動していった³⁾。近年では、伝統的な家父長制とフェミニズム運動の両方から等閑視されがちであったLGBTIQ⁴⁾の存在を重視した研究や再話もあり（いわゆるクィア・スタディーズの観点）、この動向は現在も進行中である⁵⁾。

グリム兄弟に対するジェンダー研究が真剣に取り組むべき論点を多くもたらしたことは疑うべくもない。しかし多くの批判は、ヤーコプとヴィルヘルムの価値観への慎重な理解や学者であった彼らの仕事の全体像を理解せずにおこなわれている。『メルヒェン集』の表面的印象にもとづいた批判（というよりは感情的非難）も散見され、是正されるべき風潮と言えるだろう。本稿はこの反省に立って、『メルヒェン集』のジェンダー研究をおこなう。

1. ヴィルヘルムへの攻撃とヤーコプのメルヒェン様式

『メルヒェン集』の企画はヤーコプの主導によって始まったが、初版成立の時点でヴィルヘルムが主導者になっており、その後の改訂もヴィルヘルムによって進められた⁶⁾。ヴィルヘルムによる改訂作業をジェンダー研究の立場から批判した研究は多数存在するが、代表的なマリア・ターター⁷⁾とルース・ボティックハイマーの論調⁸⁾を確認してみよう。彼女たちの著作は国際的にも広く知られ、邦訳も存在する⁹⁾ため、その影響力は大きいはずである。

ターターによると、ヴィルヘルムは最初の執筆の段階でヤーコプを騙していたのであって、「ヤーコプが知らないうちに、明らかにもう編集を加えていた」¹⁰⁾。彼女はさらに「ヴィルヘルム・グリムは説話を広範に書きなおし、際どい逸話を削除して編集を進めた」のであり、「メルヒェンに衛生処理をほどこして、それらがいかなる文化においても児童文学として受け入れられるものにする過程を切り開いたのは、彼の功績なのだ」と皮肉る¹¹⁾。彼女は、改訂によってヴィルヘルムの偏見が明らかになったと考えている¹²⁾。

ボティックハイマーはターターよりも穏当であり、『メルヒェン集』の価値観がヴィルヘルム個人のもののなのか、背景にあった社会の傾向なのかを判別すべきだと考えている¹³⁾。しかし、ヴィルヘルムを弾劾する姿勢はターターと同じである。ボティックハイマーは糸紡ぎに関するメルヒェンを例に出し、それを提供した女性たちが「貧困と搾取」の実態を語ったのに対して、ヴィルヘルムは「家父長制の保守的な社会」への指向から改竄したと論じる¹⁴⁾。ターターもボティックハイマーも、「3人の糸紡ぎ女」(KHM 14)の版の変遷過程において、ヴィルヘルムが末尾に女性の家事への熱意のなさを戒める文言を追加したことを非難している¹⁵⁾。

ターターとボティックハイマーは、ともに改訂作業をおこなったヴィルヘルムに批判を集中させている。前者はヴィルヘルムの専横を推測し、後者は(ヤーコプが資料提供をおこなったとしても)執筆をヴィルヘルムの責任に帰している¹⁶⁾。ヤーコプとヴィルヘルム両者の個性は多くの点で異なっていたが、ハインツ・レレケは、メルヒェンの改訂の方針に関して両者の間で食い違いがあったとは実証されていないと指摘する¹⁷⁾。米国のジャック・ザイプスもレレケの見解を追認している¹⁸⁾。ヤーコプによるメルヒェンの改訂の方針は、はたしてヴィルヘルムと一致していたのだろうか。

ジェンダー研究でよく問題になるメルヒェンの性的な内容の取り扱いについて考えてみよう。ターターはグリム兄弟の『メルヒェン集』に収められた「ラプンツェル」に言及し、ヒロインの妊娠の描写が改訂によって削除されたことを指摘する。これ自体はよくある指摘だが、彼女はさらにイタリアのジャンバッティスタ・バジレーのメルヒェン集『五日物語』に言及し、「ラプンツェル」の類話である「ペトロシネッラ」(2日目第1話)を参照する。そこではふたりの恋人のベッドシーンが、「パセリを愛のソースで楽しむ饗宴になりました」¹⁹⁾といった表現などによって明け透けに語られている。ターターの判断では「バジレーのペトロシネッラは、王子とそう変わらない健康的な性欲を示しているように思われる」というものであり、ヴィルヘルムによる「逸話の厳粛な取り扱い」が皮肉られている²⁰⁾。つまり、ヴィルヘルムは女性の「健康的な性欲」に検閲を加えたと思われ、非難しているわけである。彼女は、「バジレーは明らかに異なる読者層を意識して書いていた」²¹⁾とも述べており、バジレーが大人向きに、ヴィルヘルムが子ども向きに書物を編んだことを正確に理解している。それでも、ヴィルヘルムの改訂作業を許すことができないのである。

しかし、この点を批判するならば、ヴィルヘルムだけに批判を集中させるのは不当である。ドイツのグンヒルト・ギンシエルは、かつて『五日物語』に収められた「蛇」(2日目第5話)が、ヤーコプによって「あるメルヒェン」として翻訳され、発表されたことに注目した²²⁾。これは忠実な翻訳ではなく改訂をふくむ再話であり、皮肉な表現を削る、時間の順序を抽象的にする、ありふれた言い回しを追加する、複雑な描写を素朴にするといった作業によって成立したものだ。つまり、ヤーコプはヴィルヘルムが『メルヒェン集』でおこなったのと同じ作業に携わったのだ。エロティックな表現の削除もされており²³⁾、改訂の方針についてヤーコプとヴィルヘルムが不一致だったとは言えないのである。

ドイツでの優れた先行研究の多くが米国や日本では知られていない。英語の世界的影響力や、日本でも本場ドイツのものよりも米国由来の研究が紹介されがちであるのは、さまざまな弊害をもたらしている。『メルヒェン集』を批判する場合は、ヤーコプによる関与の実態への考察も含

めて、総合的な検討をおこなうべきであろう。

とは言うものの、米国のジョン・エリス²⁴⁾のように、ヴィルヘルムとヤーコブをまとめて非難すべきであると主張したいのではない。ターター、ボティックハイマー、エリスを含めて、グリム批判者はしばしば『メルヒェン集』以外のグリム兄弟の仕事を無視する。この点について、以下で見てみよう。

2. 男女、「民」、神話

『メルヒェン集』の成立に大きく貢献したのは、教養程度の低い2人の熟年女性だったというイメージが、かつて広く受容されていた。その2人の女性「老女マリー」と「フィーマンおばさん」は、現在ではともにフランス系移民の教養ある女性であったことが知られている。しかも「老女マリー」は『メルヒェン集』の企画に協力した時点で20歳だった別の女性マリー・ハッセンプフルークの誤解された姿だった²⁵⁾。『メルヒェン集』で直接紹介されたメルヒェンの提供者は「フィーマンおばさん」のみである²⁶⁾。

言うまでもなく、メルヒェンは老若男女に関係なく誰からでも語られる可能性がある²⁷⁾。ヴィルヘルムは「フィーマンおばさん」以外のメルヒェン提供者について語らず、ヤーコブは誰についても語らなかったが、現在では提供者たちの情報が明らかになってきている²⁸⁾。メルヒェンの聞き取りは主に若いフランス系移民の女性を対象としておこなわれた²⁹⁾。これに対して男性からの聞き取りは乏しい³⁰⁾。女性からは主としてメルヒェンが聞き取りによってもたらされ、男性からは主に書き付けた紙によってもたらされたという事実は、男女間の識字についての教育機会の格差を垣間見せている。グリム兄弟は書物（つまり口承でなく書承）からもメルヒェンを収集した³¹⁾。これらの書物³²⁾の執筆者が男性ばかりであることを考えると、男性による寄与は女性によるものを凌ぐかのように見えるかもしれない³³⁾。しかし、メルヒェンの多くは、伝承の過程で男女両性の声や筆を伝ってグリム兄弟に行き着いたはずである。だから、『メルヒェン集』は最終的には男性であるヴィルヘルムによって書物（書承）に形が整えられたものの、それは本質的に歴史の中の男女の語りの集合体である³⁴⁾。グリム兄弟の仕事を批判する場合には、この点がよく踏まえられるべきであろう。ひとつひとつのメルヒェンは無数の男性と女性によって受け継がれてきたのであり、ヴィルヘルムだけでなく、彼らと彼女らが思い思いに「改訂」を加えてきたはずなのである。

さらに、そのようなジェンダーの視点からの問題意識がグリム兄弟の時代に存在しなかったことも忘れてはならない。グリム兄弟の関心事は、無数の男女のひとりひとりではなく、その全体としての「民」（Volk）という抽象的存在であった。ターターやボティックハイマーは顧慮していないが、ヴィルヘルムは、『メルヒェン集』「大きな版」第2版第1巻の序文「メルヒェンの本質について」でメルヒェンが神話から派生したものであると主張している。

神話の本性に疎くない者は、もろもろの民（Völker）のすべてのもとの、神話がきわめて頻繁にメルヒェンとして表現されたことを、また特定の時代精神によっては、神話がしばしばメルヒェン以外のものとして把握されえなかったことを知っている³⁵⁾。

同じ序文で、ヴィルヘルムは抽象的で集合的な「民」(Volk)が統一体として存在し、その「民」が神話に由来する伝承(メルヒェンを含む)を宿しているというイメージを語っている。

〔…〕全体的なものは民の意識においてのみ揃った形で現存していたのであり、個々の詩において現れたり仕上げられたりしたものは、有機的なものではあっても、つねに断片に過ぎないものと見なされてよい。文書をつうじて私たちにもたらされた創作は、巧みに痕跡もなく沈降してしまい、民のもとにいまなお保存されている³⁶⁾。

ここからは、無教養な民衆を無垢な存在として美化するロマン主義の一面が見てとれる。このような見解に立てば、メルヒェンを伝えてきた個人の顔は「民」に吸収されて消えて夾雑物を洗い落とし、「民」の本来のメルヒェンへと修復する作業だった可能性を否定できなくなる。彼の改訂作業を家父長制や保守性から断罪する場合は、まずもってこのヴィルヘルムと「民」と「神話」の関係について検討せねばならない。しかしターターやボティックハイマー(ヤエリス)はそのような作業をおこなっていない。筆者自身による検討は別稿でおこなう予定があるため、ここでは「民」と「神話」の観念がヤーコプにも共有されていたことを確認するに留めておきたい。ヤーコプは『ドイツ神話学』(初版 1835 年)の序文で次のように述べた。

ありとあらゆる伝承の根底は神話である。つまり神々への信心であり、それは民という民に、陰影の違いは無際限であっても、根づいているのだ³⁷⁾。

それ以前にもヤーコプは、エッセイ「伝説と詩心および歴史との関係についての考察」(1808 年)において、ホメロスの叙事詩やニーベルング伝説で歴史と一体であった詩が、後年において分離して「民」のもとに沈降し保存されてきたという見解を述べている。

古い詩心は国民性の圏内から教養に無頓着な下層の民のなかへと逃げさってしまい、その内部で衰えることなく、維持され、増えてきたのだが、教養層はこれへの制限を増やし、避けがたい影響を与えている³⁸⁾。

ヴィルヘルムと同じ思考がここに現れている。教養層によって無垢で素朴な古い詩心が壊されていくのに抵抗すること——それがメルヒェンを収集するという仕事の動機になっていたことも容易に推測される。グリム兄弟自身が教養層に属しており、彼らによってメルヒェンが壊されていったと考えることもできるが、そのまえに先ほど指摘した、ヴィルヘルムの改訂が破壊と逆の修復を意図したものだった可能性を検討せねばならない。

グリム兄弟の「民」と「神話」の理論にジェンダー意識の欠落は明らかである。しかし、グリム兄弟に対する批判は、彼らのさまざまな著作を踏まえ、かつ時代の制約も十分に意識した上でなされなければならない。

3. グリム兄弟の学問的関心と時代の限界

グリム兄弟の学問的著作を詳しく検討すると、いかなるジェンダー研究の論点が発見されるだろうか。ターターは英語で「紡錘の側」(spindle side)や「糸巻き棒の側」(distaff side)という言葉が母方の家系を、「槍の側」(spear side)という言葉が父方の家系を意味することを指摘している³⁹⁾。しかし、彼女はヤーコプが『ドイツ法故事誌』で類似した内容に言及していることには気づいていない。ヤーコプはその箇所では、古いゲルマン法では、女性を指すときに「紡錘の者」(spindelmâge, spillmâge, kunkelmâge)という言葉が、逆に男性を指すときに「槍の者」(spermâge, gërmâge)や「剣の者」(swertmâge)という言葉が当てられたと述べている⁴⁰⁾。同じ書物の別の箇所では、彼は「紡錘」が伝統的に「女と主婦の象徴」であるとも述べている⁴¹⁾。

それでは、ヤーコプがこのような事実を無批判のまま述べていることは、非難の対象とされるべきだろうか。少なくとも上記のような叙述からヤーコプを女性差別者と見なすのは短絡的である。同じ書物には、別の角度から女性に言及した箇所がある。彼は当時の「すべてのドイツ系の民」——ゲルマン系諸民族を指す——において女性が法関係の仕事から「閉め出されている」事実を指摘しつつ、ゲルマン神話においては逆に女神のノルネたちこそが法の主権者であることに注意を促す。「裁判官のようにノルネは彼女たちの席に座り」、彼女たちこそが「本来は人間の運命について判決を下し、結審する」⁴²⁾存在であった。ヤーコプは当時の女性を取り巻く現実を疑問視せずに受けとめているが、神話世界の女性の権利の大きさも彼にとって魅力的な問題なのである。つまり彼の関心は、現実社会の実態を理解することや改善に向けた活動をおこなうことではなく、神話と古代世界を現代人のために掘り起こすことに置かれていたのだ。

この点で、ヤーコプとヴィルヘルムの方向性は一致している。ヤーコプは『ドイツ神話学』でノルネについてのまとまった叙述を始める際、“norn (parca)”と表記し、ノルネと古代ローマの女神パルカ(古代ギリシャのモイラに対応)を同一視している⁴³⁾。彼はさらに、メルヒェンのなかの諸形象(たとえば「茨姫」の仙女たち)もその系譜を引いていると主張している⁴⁴⁾。他方でヴィルヘルムは「メルヒェンの本質について」で、ノルネとパルカのみならず、ヴァルキュリア、メルヒェンに登場する3人の糸紡ぎ女、さらには「メルヒェンのなかの黄金を紡ぐ姫たち」を同一視している⁴⁵⁾。古ノルド語の『エッダの歌』に収録された「フンディング殺しのヘルギ第1の歌」ではノルネたちが運命の糸を紡ぎ、黄金の糸を月の広間に結ぶが、ヤーコプとヴィルヘルムはそれぞれの著作でこれについて揃って言及している⁴⁶⁾。つまり、兄弟はともに、ゲルマン神話において女性——人間を超えた存在ではあるが——が運命と法を司っている事実の魅力を感じていたと思われる。『メルヒェン集』を「家父長的」で「保守的」と攻撃する際には、このような問題も合わせて論じるべきであろう。

時代の制約という問題は、誰にでもかかわってくる。冒頭で述べたように、近年はジェンダー研究の要素をもったグリム研究においてもLGBTIQの問題が注目を浴びている。潜在的なLGBTIQの割合——無数の異なるデータが存在するが、3%であれ5%であれ10%であれ⁴⁷⁾——を真剣に受けとめれば、メルヒェンを口承や書承によって伝えてきた男女の一部も、LGBTIQの人々だったはずである。メルヒェンで描かれる王子と少女の恋物語にも、男同士や女同士の恋を直接に表現できない状況下に置かれた人々の、一種の代償という要素が紛れ込んでいるかもしれ

ない。もしそうした観点に立つて、クィア・スタディーズの研究者が、これまでのジェンダー研究の多くがフェミニズムの立場から、全人類の約5割にあたる女性の数を支えとして、圧倒的少数派である LGBTIQ の存在を不当に無視してきたと主張するならば、それは妥当な批判になっているだろうか。そのような批判は、LGBTIQ の存在が可視化されずクィア・スタディーズも存在しなかった時代の制約を無視して、現在の有利な立場から一面的な攻撃を加えた不当なものではないだろうか。批判は、時代と地域の制約を無視しておこなわれるべきではない。

おわりに

かつてインゲボルク・ヴェーバー＝ケラーマンは、グリム兄弟の仕事の神話的思考が後世の学問に多大な悪影響をもたらしたことを厳しく批判した。それは、ヤーコプ・グリムの『ドイツ神話学』からその教え子ヴィルヘルム・マンハルトの『森と畑の祭儀』（1875／77年）へ、そして英国のジェイムズ・ジョージ・フレイザーの『金枝篇』（初版1890年）に受け継がれた「民」の美化——神話世界の習俗が農村の無教養な人々のあいだで保持されてきたと見なす空想的議論——に対する痛烈な批判だった（学位請求論文とドイツ民俗学の概説書を参照）⁴⁸⁾。彼女は、ドイツと他の欧州諸国で展開された学問史に関する適正な理解に立つて、グリム兄弟のメルヒェンが「ゲルマンの」あるいは「原初のドイツの」神話との関連づけにおいてではなく「19世紀の社会史」との関係において理解されるべきだと力説した（インゼル版『メルヒェン集』序文を参照）⁴⁹⁾。

時代は移り、現在のグリム研究ではヴェーバー＝ケラーマンが強調した「19世紀の社会史」はしばしば参照されても、学問史とグリム兄弟の学者としての仕事の全体像への正しい理解がないままに、表面的な印象と推測にもとづいて『メルヒェン集』を非難する論者が多い。ターターやボティックハイマーを取り上げたが、さらに深刻なのは彼女たちの受け売りによる論文の多さである。グリム兄弟の改変を彼らの人格の問題として位置づけ、そのジェンダー意識のなさを攻撃するのではなく、彼らが生きた19世紀の欧州の価値観を包括的に捉えたうえで、グリム兄弟たちが担っていた学問のあり方も含めた妥当性の高いジェンダー研究がなされるべきであろう⁵⁰⁾。

注

- 1) 『子供と家庭のメルヒェン集』（*Kinder-und Hausmärchen*, いわゆる「グリム童話集」）を本稿では『メルヒェン集』と略記する。
- 2) Joosen, Vanessa, *Critical and Creative Perspectives on Fairy Tales. An Intertextual Dialogue Between Fairy-Tale Scholarship and Postmodern Retellings*. Detroit, MI: Wayne State University Press, 2011, pp. 1-8.
- 3) *ibid.*, pp. 9-48.
- 4) 「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」、「トランスジェンダー」、「インターセックス」、「(ジェンダー) クィア」（またはクエスチョンズ）の略語。現在の日本では「LGBT」という用語が徐々に浸透しつつあるが、男女両性の身体的特徴をもつ人々

や性自認を留保する人々をも含めるために従来の「LGBT」を拡張したさまざまな用語も、欧米から新たに提起されてきている。そのうち「LGBTIQ」は特に包括性の高いものであるため、本稿ではこれを採用する。

- 5) 代表的なものとして *Transgressive Tales. Queering the Grimms*, ed. by Kay Turner and Pauline Greenhill. Detroit: Wayne State University Press, 2012 を参照。
- 6) 「茨姫」を例とした筆者自身の研究について「グリム兄弟の「棘荊姫」(KHM50)の版異同本文改訂と『自注』改訂のねじれた連関」説話・伝承学会編『説話・伝承学』、22号、2014、187-205頁を参照。
- 7) この著者の姓は日本では「タートル」と表記されるが、それは最初の翻訳書が出版された際に次のように判断されたからであった——「彼女の名前はターターあるいはタータと表記するのが実際の発音にもっとも近いと思われるが、字面があまりに悪いので、発音よりむしろ綴りに従って、タートルと表記することにした」(マリア・タートル著、鈴木晶他訳『グリム童話 その隠されたメッセージ』、新曜社、1990、「訳者あとがき」、350頁)。本稿では原音に近い音を優先して「ターター」の表記を採用する。
- 8) それぞれの代表作 Tatar, Maria, *The Hard Facts of the Grimms' Fairy Tales*. Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1987、Bottigheimer, Ruth B., *Grimms' Bad Girls & Bold Boys. The Moral & Social Vision of the Tales*. New Haven: Yale University Press, 1987 に依拠する。
- 9) 注5の文献とルース・ボティックハイマー著、鈴木晶他訳、『グリム童話の悪い少女と勇敢な少年』、紀伊國屋書店、1990。
- 10) Tatar 1987, p. 19.
- 11) Ibid., p. 24.
- 12) 「説話の多様な登場人物が、みずからの行動をとおしてその性分を明らかにさせてもらえる(それが、そのメルヒェンの品質を証明するのだが) ことがないのであって、ヴィルヘルム・グリムは説話の登場者たちを独自に裁いて判決を下さねばならないと感じ、読者が主人公たちに抱く見解をも粹に嵌めてしまった。私たちは聡明な君主、いたわりのある主人公、苦難の道をゆく美女、傲慢な姫君に無際限に出くわすが、それらは民間伝承のプロットの定型ではあるものの、性別や階級や個性についてのヴィルヘルム・グリムの先入観も大いに関係している」(Ibid., p. 30)。『メルヒェン集』では母親像についての固定観念がしばしば議論になるが、実母が中心的な役割を果たしていない理由の一端は、ターターによると、「ヴィルヘルム・グリムが検閲官として機能し、それらの説話の化け物めいた非自然的な人食いや魔物を、継母や、料理人や、魔女や、義母に変えてしまおうとする誘惑にほとんど抵抗できなかった」からである (Ibid., p. 142)。
- 13) Bottigheimer 1987, p. 17.
- 14) Ibid., p. 122.
- 15) Tatar 1987, p. 119; Bottigheimer 1987, pp. 118-119.
- 16) Bottigheimer 1987, p. xiii.
- 17) Rölleke, Heinz: *Die Märchen der Brüder Grimm. Eine Einführung*. 4., durchgesehene Aufl. Stuttgart: Reclam 2012, S. 82-83.

- 18) Zipes, Jack, *The Brothers Grimm. From Enchanted Forests to the Modern World*. New York: Routledge, 1988, pp. 11-12. Rölleke 2012 の最初の版は 1985 年に刊行された。
- 19) Basile, Giambattista, *Lo cunto de li cunti, testo napoletano con traduzione a fronte*. A cura di M. Rak. Milano: Garzanti, 1986, pp. 288-289. ギンシエルはフェーリクス・リープレヒトによるドイツ語訳を使用しているが、本稿では原文（当時のナポリ方言）と標準イタリア語訳を併記したこの対訳版を用いる。ただし筆者はナポリ方言をまったく理解できないため、日本語訳は標準イタリア語訳に依拠しており、いわば重訳である。
- 20) Ibid., pp. 45-46.
- 21) Ibid.
- 22) 1816 年に発表。Grimm, Jacob: *Kleinere Schriften*. Nach der Ausgabe von Gustav Hinrichs neu herausgegeben von Otfried Ehrismann. 9 Bde. Hildesheim: Olms-Weidmann 1991-1992., Bd. 6 (1991), S. 226-232
- 23) バジールは白蛇が「金髪のをき毛がふさふさとしていて蠱惑的な眼差しをもつ美しい若者に姿を変えました。そして花嫁を掻き抱いて、その愛の果実を摘んだのでした」と語る (Basile 1986, pp. 342-343)。ヤーコブによる翻訳では「ごらんなさい、蛇はこの世界にいたなかでいちばん見栄えのよい若者になりました。彼の巻き毛は、頭で陽光のように輝きました」である (Grimm, J. 1991, S. 229)。
- 24) エリスはレレケの見解を借用しながら『メルヒェン集』の改訂をヤーコブとヴィルヘルムによる悪意ある共謀と見なしている。Ellis, John M., *One Fairy Story Too Many. The Brothers Grimm and Their Tales*. Chicago: University of Chicago Press, 1983, pp. 13-24.
- 25) これを明らかにした研究として Rölleke, Heinz: Die “stockhessischen” Märchen der “Alten Marie”. Das Ende eines Mythos um die frühesten KHM-Aufzeichnungen der Brüder Grimm. In: *Germanisch-Romanische Monatsschrift* 25 (1975), S. 74-86 を参照。
- 26) ヴィルヘルムは彼女を「大きな版」初版第 2 巻序文で紹介した (*Kinder- und Hausmärchen. Gesammelt durch die Brüder Grimm. Vergrößerter Nachdruck der zweibändigen Erstausgabe von 1812 und 1815 nach dem Handexemplar des Brüder Grimm-Museums Kassel mit Ergänzungsheft (Transkriptionen und Kommentare)*). In Verbindung mit Ulrike Marquardt hrsg. von Heinz Rölleke. 2 Bde, Göttingen: Vandenhoeck & Ruprecht 1986, Bd. 2, S. IV-V)。グリム兄弟の弟エミール・ルートヴィヒが『メルヒェン集』のために書いた肖像と、グリム兄弟が「フィーマンおばさん」からメルヒェンを聞き取る（空想上の）場面を描いたルイス・カツツェンシュタインの絵も流布した (Gerstner Hermann: *Brüder Grimm*. Reinbek bei Hamburg: Rowohlt, S. 46-47 や Seitz, Gabriele: *Die Brüder Grimm. Leben-Werk-Zeit*. München: Winkler 1984, S. 61-62 に掲載)。
- 27) ターターはメルヒェンを収録した書物の図版において、女性だけでなく男性がメルヒェンを語る姿が自然に描かれていたことを示している (Tatar 1987, Ch. 5, Figure 8-14)。
- 28) レレケはグリム兄弟による当初の聞き取り記録（いわゆるエーレンベルク稿）を *Die älteste Märchensammlung der Brüder Grimm. Synopse der handschriftlichen Urfassung von 1810 und der Erstdrucke von 1812*. Hrsg. und erläutert von Heinz Rölleke. Cologne-Genève: Fondation Martin Bodmer 1975 として編纂し、提供者たちの経歴や解説とあわせてメルヒェンの一部を配列し

た豪華版の選集 *Es war einmal... Die wahren Märchen der Brüder Grimm und wer sie ihnen erzählte*. Hrsg. von Heinz Rölleke, Albert Schindehütte. Frankfurt am Main: Eichborn 2011 も刊行した。ハンス＝イェルク・ウターは『メルヒェン集』の概説書 Uther, Hans-Jörg: *Handbuch zu den "Kinder-und Hausmärchen" der Brüder Grimm. Entstehung-Wirkung-Interpretation*. 2., vollständig überarbeitete Aufl. Berlin: De Gruyter 2013 において、『メルヒェン集』に収められた作品すべての成立を解説している。

- 29) 「大きな版」初版の第1巻(1812年)は、カッセルのヴィルト家から作業が始められた。ドロテーア・カタリーナ・ヴィルトとその娘たち、つまりマルガレーテ＝マリアンネ(通称グレートヒェン)、リゼッテ、のちにヴィルヘルムの妻になったヘンリエッテ＝ドロテーア(通称ドルトヒェン)、マリー＝エリーザベト(通称ミーまたはミミ)である。ヴィルト家以上に豊富にメルヒェンを提供したのが、フランス系の官吏ハッセンプフルーク家の娘たち、つまり「老女」と誤解された前述のマリーと、ジャネット、そしてアマーリエである。第1巻に関してはランツブルク近郊アレンドルフの牧師の娘で、フランス語が得意なフリーデリケ・マンネルも重要である。第2巻(1815年)では前述したフランス系のドロテーア・フィーマンが最も重要な提供者となった。他には——以下、第1・第2巻の区別に拘らず記すと——ヴェストファーレンのベーケンドルフに住んでいたハクストハウゼン男爵家の娘たち、つまりマリアンネ(またはマリー＝アンネ)、ルドヴィーネ、アンナがいる。ロマン派の詩人アネット・フォン・ドロステ＝ヒュルスホフの姉イエニー、グリム兄弟の友人クレメンス・ブレンターノの妹マリア＝ルドヴィカ＝カタリナ、フランス人説教師ラミュ(ドイツ名ラムス)の娘たちユーリアとシャルロッテもメルヒェンを語った。
- 30) 特に重要なのは退役した竜騎兵曹長のフリードリヒ・クラウゼであった。上に述べたハクストハウゼン家の息子アウグストも姉妹と同じくメルヒェンを語った。のちにグリム兄弟の弟フェルディナントやヴィルヘルムの息子でヤーコプの甥ヘルマンも(後者はアンデルセンの創作童話だったことが後に判明したが)を語った。ただし画家のフィリップ・オットー・ルンゲ、フェルディナント・ジーベルト、カール・フリードリヒ・ミュンシャー、カール・ゲーデケのように多くの男性はメルヒェンを書いて郵送してきた。
- 31) レレケによると、初版の時点で書承にもとづいたメルヒェンは30%を超えていた(Rölleke 2012, S. 80)。
- 32) 「大きな版」初版では15世紀後半に成立したシュトラースブルク由来の手稿、ハンス・ザックスの笑話や詩、ヨハネス・パウリ『冗談とまじめ』(1552年)、ゲオルク・フィリップ・ハルスデルファー『痛ましい殺人物語の大舞台』(1663年)、ヨハネス・プレトリウスの『古い棒』(1667年)、グリンメルスハウゼン『初めての熊皮を着た男』(1670年)、ジャン・パウル『見えないロジ』(1793年)、ブレンターノとアヒム・フォン・アルニムによる歌謡集『少年の魔法の角笛』(1806-1808年)、グリム兄弟に先行するメルヒェン集(ムゼーウスやA.L.グリムのもの)、J.H.ユング＝シュティリングの自伝的著作などが使用された。第2版以後は、マルティン・ルター『詩編101番の解釈』(1535年)、ヴィクラム『荷馬車でのお話』(1555年)、ハンス・ヴィルヘルム・キルヒホフ『ヴェンド人の不満』(1563年)、マイアー・テディ(フリードリヒ・フーケの偽名)『女性文庫』(1823年)、ルートヴィヒ・

アウルバッハーの諸著作、ヨーハン・ヤーコプ・ニコラウス・ムソイスが『メクレンブルクの歴史と古代協会年鑑』（1840年）に発表した「メクレンブルクの民衆の説話」、モーリツ・ハウプト『古代ドイツ研究誌』（1842年）、アヒム・フォン・アルニムとブレンターノの妹ベッティナーの息子フリートムント・フォン・アルニムによる『山岳で集めた100の昔話』（1844年）、グリム兄弟の同僚で当時を代表するゲルマニストのひとりカール・ミュレンホフの『シュレスヴィヒ、ホルシュタイン、ラウエンブルクの伝説、メルヒェン、歌謡』（1845年）、そしてフィリップ・ホフマイスターが『ヘッセン史協会誌』に発表した記事などからメルヒェンが精選され、『メルヒェン集』に組み入れられた。

- 33) 女性から聞き取られたメルヒェンが、男性著者の書籍を用いて改稿された例についても考慮に入れると、この印象はなおさら強まるだろう。たとえば「狼と七匹の子山羊」(KHM 5)は、当初ハッセンプフルーク家の女性たちからもたらされたが、第5版でアウグスト・シュテーパーの『エルザス小民謡集』（1842年）を参考に改稿された。「千匹皮」(KHM 65)は、男性であるカール・ネーリッヒ『シリー』（1798年）と女性であるヴィルト家のドロテアの影響をともに受けてヴィルヘルムによって成立し、のちにはA. L. グリムがみずからのメルヒェン集に採用したのだが、ヴィルヘルムはその影響を逆輸入でこうむりながら改稿作業をおこなった。
- 34) 「長靴を履いた猫」(KHM 33a)を例にとると、このメルヒェンはハッセンプフルーク家の女性ジャンネットによってもたらされたが、彼女の語りの源泉はフランスの男性著者シャルル・ペローである（第2版以降、削除）。「茨姫」(KHM 50)は同家のマリーによって語られたが、やはりペローを源泉とし、かつ部分的にはフランスのオーノワ夫人に影響を受けており、マリーからの聞き取り原稿をヴィルヘルムはペローの版を参考にしながら改稿した（後者に関する筆者自身の研究として注6の論文がある）。
- 35) *Kinder-und Hausmärchen*. Gesammelt durch die Brüder Grimm. 3 Bde. Berlin: G. Reimer 1819 (Bd. 1 u. Bd. 2) / 1822 (Bd. 3), Bd. 1, S. XXVIII.
- 36) Ibid., S. XLIX.
- 37) *Deutsche Mythologie*. Nach der Ausgabe von Elard Hugo Meyer, neu herausgegeben von Helmut Birkhan, mit einem Vorwort von Helmut Birkhan. Hildesheim: Olms-Weidmann 2001–2003, Bd. 1 (2003), S. III.
- 38) Grimm, Jacob 1991–1992., Bd. 1 (1991), S. 400.
- 39) Tatar 1987, p. 114.
- 40) Grimm, Jacob: *Deutsche Rechtsalterthümer (1899)*. Mit einer Einleitung von Ruth Schmidt-Wiegand. 2 Bde. Hildesheim: Olms-Weidmann 1992, Bd. 1, S. 225.
- 41) Ibid., Bd. 1, S. 236.
- 42) Ibid., Bd. 2, S. 358.
- 43) Grimm, Jacob 2001–2003, Bd. 1 (2003), S. 335.
- 44) Ibid., S. 341–342.
- 45) Grimm, Wilhelm 1819, Bd. 1, S. XLI–XLII.
- 46) Ibid., XLI, Anm.; Grimm, Jacob 2001–2003, Bd. 1 (2003), S. 338.

- 47) 日本では、株式会社電通のダイバーシティ(多様性)課題対応専門組織「電通ダイバーシティ・ラボ」が2015年4月に全国で69,989名を対象に広範な調査をおこなった結果、「LGBTを含む性的少数者=セクシュアル・マイノリティ」に該当する人として算出された割合は7.6%であった。<www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>
- 48) Weber-Kellermann, Ingeborg: *Erntebrauch in der ländlichen Arbeitswelt des 19. Jahrhunderts. Auf Grund der Mannhardtbefragung in Deutschland von 1865*. Marburg: N. G. Elwert 1965; Weber-Kellermann, Ingeborg/Bimmer, Andreas C./ Becker, Siegfried: *Einführung in die Volkskunde. Europäische Ethnologie. Eine Wissenschaftsgeschichte*. Vollständig überarbeitete und aktualisierte Aufl. Stuttgart: Metzler 2003. 後者の邦訳として、ヴェーバー＝ケラーマン、インゲボルク／ビマー、アンドレアス・C／ベッカー、ジークフリート『ヨーロッパ・エスノロジーの形成 ドイツ民俗学史』河野真訳、文緝堂、2011年が出版されている。
- 49) *Kinder- und Hausmärchen gesammelt durch die Brüder Grimm. Mit Zeichnungen von Otto Ubbelohde und einem Vorwort von Ingeborg Weber-Kellermann*. 3 Bde. Baden-Baden: Insel 1984, Bd. 1, S. 9-15
- 50) 本稿では、メルヒェンと「民」と「神話」のロマン主義的発想においてヤーコプとヴィヘルムが一致していた点に注目した。ただし両者の間で見解の不一致も多々あり、それらについての筆者の研究は別稿として一部刊行している。「グリム兄弟による「歌謡エッダ」(古ノルド語)のドイツ語訳(その1)——「青年シグルズの歌」を例として」『AZUR』京都府立大学ドイツ文学会編7号、2015、21-42ページとその続編「グリム兄弟による『歌謡エッダ』(古ノルド語)のドイツ語訳(その2・完結編)——「青年シグルズの歌」を例として」『研究報告 2014/15』(私家版) 2015、25-45ページを参照されたい。

付記：本稿は日本ジェンダー学会第18回大会(京都大学、2014年9月20日)での口頭発表を大幅に改稿したものである。この研究はJSPS科研費(課題番号26770121)の助成にもとづいている。

South Korean Militarism-A Consideration from the Perspective of Alternative Military Service (KOUKEI)

Masanori SASAKI

(Nagasaki University of Foreign Studies)

This paper describes militarism in South Korea through a case study of alternative military service (*koueki*). The structure of top-down decision making and submission to orders that exists in Korean society is considered as one type of militarism, which has been described to be formed and maintained because of the system of military service.

The main subject of previous research about the Korean military service was resocialization. According to such research, it was considered that the social structure was maintained because men acquired certain values through military service. For example, gender order, misogyny and that which subsumes all of these gender systems were seen to be results of militarism.

However, this perspective is insufficient for two reasons. Firstly, it can't explain about the effects of individuals upon society. Secondly, it can't explain resocialization of the people that do not take part in military service and cannot take part in military service. So, we should reveal the process whereby a man incorporates militarism into his thinking in a way other than through military service experience, and the reasons why such a process is maintained. One way to do so is to analyze the effects of the system of military service on all Korean people.

This paper's informants are men who experienced alternative military service (*koueki*). They have not experienced barrack life. However, they fulfilled the obligation of defense of country, unlike men who have been exempted from military service. They are, so to speak, a presence betwixt and between. This condition has marginalized them in previous research.

We may be able to add a more sophisticated perspective to the issue through analysis of their narratives. This paper is the first attempt to do so.

公益勤務要員からみた韓国の軍事主義

佐々木 正 徳
(長崎外国語大学)

1. 男性性と徴兵制

2015 年、OECD に加盟している 34 カ国の中で徴兵制（義務兵役）を敷いているのは、フィンランド、オーストリア、デンマーク、ギリシャ、スロヴァキア、エストニア、メキシコ、スイス、ノルウェー、トルコ、韓国、イスラエルの 12 カ国である¹⁾。ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、チェコ、ポーランド、チリの 8 カ国は 2000 年以降に廃止もしくは停止されている。徴兵の期間や方法は国や時代によって異なるが、21 世紀の開始段階では OECD 加盟国の過半数が徴兵制を敷いていた。徴兵制がごく最近まで日常であった（あるいは現在でも日常である）国や地域は決して珍しくはない。

韓国はその「日常」が今日に至るまで続いている国家の一つである。韓国の成人男性に課せられている兵役の義務は、韓国の男性性－主としてその特殊性－を説明する際に頻繁に活用される。それは、日本の男性（男性性）と韓国の男性（男性性）を決定的に分かつだけでなく、韓国の男性と女性を分明に差異化する制度としても語られてきた。「軍隊を経験してはじめて男になる」というクリシェは、「韓国の男性はもれなく兵役を体験するゆえに（日本の男性よりも）男らしいのである」という認識を、日本に暮らす人々のみならず韓国に暮らす人々の間にも醸成してきたのである。

ゆえに、韓国のジェンダーを語るとき、徴兵制は儒教とともに頻繁にその要因として指摘されてきた。例えば、韓国の男性たちは兵役体験を通じて男性優位、女性蔑視、女性嫌悪といった性を非対称に配置する価値観を身につけるのである、という議論である。男性優位・女性蔑視の社会構造が変化しないのは、兵役を終えた男性たち（女性を自分たちより劣った存在とみなす価値観を身につけた人たちが社会の中核を担っているためであり、よって、男性たちに有利な状態が強固に維持される。韓国社会や企業に存在する「上意下達」「命令服従」は軍隊式の価値観の一種であり、それら権威的なシステムと女性を劣位におく価値観とを合わせて、韓国を「軍事文化（military culture）」あるいは「軍事主義（militarism）」の国であるとする分析も存在する。

しかしながら、この議論には韓国の徴兵制に対する重要な事実が看過されている。それは、兵役忌避者の存在である。「国民皆兵制」ではなく「貧民皆兵制」と称されるほど²⁾に、韓国の徴兵制の歴史は富や権力と密接不可分な兵役忌避の歴史でもある。政治家の息子やスポーツ選手、芸能人の不正兵役逃れの例は枚挙にいとまがない。また、修士将校制度³⁾のように、時の権力者が率先して特権層の兵役負担が軽くなるような制度を制定することすらあった。こうした記憶の集積により、兵役を経験した男性たちの多くは、自らが「国家の犠牲者」であり、兵役を経験しなかった国民⁴⁾は特権者であるという意識を強くもつようになるのである⁵⁾。義務兵役を終えた男性に公務員試験などで無条件に点数を加算する「軍加算点制度」に違憲判決（1999 年）が出

された際に、男性側からヒステリックなまでの抵抗運動が生じた理由⁶⁾は、かれらにとっては自分たちこそが抑圧された「権力をもたざる者」であり、女性⁷⁾は女性という性別だけで国家の犠牲となることを強要されない、特惠を享受している存在であるとみなされていたためである。

こうしてみると、徴兵制による「服務経験の有無」が韓国社会の男性優位構造を支えているという議論は拙速であることがわかる。なぜなら第一に、兵役逃れをしてきたのは大部分が既に権力を握っている男性たち（の子息）であり、第二に、兵役を体験した男性は自らを「犠牲者」と思いこそすれ権力を握っているとは認識していないからである。軍加算点制度の廃止以来、兵役の義務を終えることによって、その後の社会生活で何かが優遇されるということはない。勤労や納税と同様、国民の義務である以上、義務を果たしたことによって何か恩恵を受けるということはありません、国民の義務を全うしたという事実が残るだけである⁸⁾。逆に言えば、兵役の義務を果たそうが果たすまいが富裕層は社会の上辺に留まって生きていくことが可能であったからこそ、兵役逃れが社会問題として論じられてきたのである。

以上の状況をふまえると、韓国社会のジェンダーを語る際に徴兵制が重要なのは、「韓国の男性全員が同じ経験をするから」ではなく「兵役にまつわる某かのことが社会の構成に大きな影響を与えているから⁹⁾」と考えた方がよさそうである。また、仮に「軍事主義」が社会に浸透しているとすると、権力を握っている側だけではなく、権力をふるわれる側の「自発的合意」もみられるはずである。

はたして、「自らが犠牲になったと考える男性（被害者意識をもつ男性）」と「韓国は男性優位社会であるので是正しなくてはならないと考える女性（被害者意識をもつ女性）」との対立の先鋭化は双方の枠組みに入れない集団を可視化し、徴兵制の影響力が「男子皆兵」の達成度によって計られるわけではないことを明らかにした。可視化された集団とは、男性たちに賛意を示す女性たちと、「男になれなかった」男性たちである。前者は、徴兵された男性たちは被害者なのだから、ある程度の優遇措置がなされるのはやむを得ないと考える女性たちであり、後者は、何らかの理由で兵役の義務を果たせなかった男性たちである。兵役の義務を「(自らの意思に関係なく)果たせない」と「(自らの意思で)果たさない」との間には大きな乖離があるが、韓国社会では、両者にともに否定的・批判的な眼差しが向けられる。そして、かれらがなぜ「果たせなかったのか／果たさなかったのか」について言及されることはほとんどない¹⁰⁾。つまり、個人の属性の違いに着目した研究は、これまでほとんど存在しなかったのである。ここに、本稿の意義がある。

本稿は次の構成をとる。2章では徴兵制について述べられた過去の論考を用いて、徴兵制への関心が、制度が個人へ与える影響から制度が社会に与える影響へと変化してきたこと、そして現在では、制度が社会に与える影響から制度が社会で果たす機能へと変遷しつつあることを指摘する。3章では事例として公益勤務要員¹¹⁾を対象に実施した聞き取り調査の分析を行う。かれらを対象とする理由は、かれらが、軍隊生活を経験せずに兵役の義務を終えた存在、つまり、制度的には軍隊に「行った人」であるが、社会的には「行かなかった人」「行けなかった人」とであるという、義務の履行と不履行との境界に位置する存在であるためである。最後の4章では、3章の結果をもとに個人と徴兵制との関係を整理し、徴兵制が個人の経験の有無にかかわらず、個人を軍事主義に結びつける機能を果たしていることを明らかにする。

2. 徴兵制に対するイメージの変遷

ジェンダーの視点から徴兵制を分析する研究は、その興味関心に比べると多いわけではない。最大の理由は、実証研究の難しさ、つまり、軍隊や軍事組織をフィールドとして研究を行うことの困難にあると考えられる。軍隊を素材に「男らしさ」を分析する研究はいくつか存在するが、ほとんどが社会史の研究であり、現在活動している軍隊をテーマに分析したものではない。他に、韓国独特の理由として「兵役の自然化」¹²⁾ が指摘されることもある。いずれにせよ、実証的な研究はいまだ端緒についた段階といえよう。しかしながら、人々の耳目を集めるテーマであることから、韓国社会を解説する概説書や経験者による語りはいくつか存在する。ここでは、概説書の内容の変遷を追うことで、徴兵制への関心の変化を確認していくことにする。

1) 概説書の内容の変化

日本では、日本と韓国の違いを説明する典型的な例として、多くの概説書や文化論の類で徴兵制について触れられている。ここでは、韓国について学ぼうとする人々の多くが手に取るであろう明石書店刊行の「エリア・スタディーズ」シリーズにおける徴兵制の記述の変遷をみていく。

2000年に刊行された、『現代韓国を知るための55章』では「徴兵制度——男なら経験すべき試練」¹³⁾ というタイトルで徴兵制について紹介されている。政治家の子息の兵役逃れのエピソードから始まる文章は、制度の概要を紹介した後に以下のように述べる。

「軍隊に行っていない者は、一人前の男として見なされない。韓国の若者にとって兵役の義務を果たすことは、一度は乗り越えなければならない通過儀礼のようなものである。しかし、こうした義務としての兵役（徴兵制度）に対する批判も少なくない。身体や精神的に最も力がみなぎっている時期に、画一的に入隊させて拘束するのは、本人にとっても社会的にも損失が大きい。その力を社会の別の部門で活かすことのほうが、国全体としてもプラスなのではないかという意見である。いずれ徴兵制度の存続をめぐる、韓国国内で大きな論議が展開されるものと思われる。」¹⁴⁾

しかしながら、この後「大きな議論が展開される」ことはなかった。そして、2012年には同書の続編に位置づけられる『韓国の暮らしと文化を知るための70章』が刊行される。そこでは徴兵制は「徴兵制の明暗——軍服の若者が行き交う街」¹⁵⁾ というタイトルで、以下のように述べられている。

「徴兵制は若者に国を守るという強い自覚をもたせて、強烈な愛国精神と男性至上主義を育む。『ママボーイ』と呼ばれるマザコンの青年でも兵役を終えることで、一人前の韓国人になったというプライドをもち、社会的にも一人前の男だと認められるのだ。もちろん体つきから顔つきまでびしっと引き締まってくる。このあまりにも厳しい現実のハードルを韓国の男たちはみな乗り越えて大人となるのだ」¹⁶⁾

後に続く文章では兵役中に生じる事件についても述べられており、これは前著には見られなかった特徴である。兵役不正に関しては前著ほど具体的ではないものの、ほぼ同様の記載がなされている。また、軍隊での生活は確かに親への依存を断ち切る契機となるものであるが、同時に家族愛、特に自身を産んでくれた母親への愛情を強めさせる側面ももっている¹⁷⁾。しかしながらここでは、男性があたかも身も心も母から自立していくように読める。

続く2014年には『現代韓国を知るための60章【第2版】』が刊行され、ここでも徴兵制度が紹介されている。全二冊との大きな違いは、これまで「社会」のカテゴリーで紹介されてきた兵役が、「政治」のカテゴリーで紹介されている点である。また、総4頁の記事のうち、ほとんどが軍隊の規模や予算、米軍との関係についてのものであり、徴兵制に関する記述は最後の1頁ほどのみである。「韓国の軍隊と徴兵——社会の変化が軍に問うもの」¹⁸⁾と題された文章は、兵役の概要について述べた後で次のように続く。

「一方、宗教的信念や個人意志で徴兵を拒否する者たちも出ている。良心的兵役拒否者は冷戦的社会に対する発想の転換を求める問題提起といえる。兵役を拒否すれば懲役刑を科され、その後の社会生活で不利益を被るが、近年は兵役拒否に共感する声も聞かれるようになった。兵役は、腕力を誇る男性中心主義のいわゆる軍事文化を韓国に根付かせる回路であり、社会に大きな影響を及ぼしている。」¹⁹⁾

14年の時を経て、徴兵制の説明の中心が、個人に与える影響から社会に与える影響に移行したことがわかる。また、良心的兵役拒否者の事例を紹介したり、「男性中心主義」「軍事文化」といった用語を用いたりしており、徴兵制が社会にマイナスの影響を与える制度として語られている。徴兵制に対する否定的論調は2000年の第1版の記事でもみられるものの、その批判は個人の能力の伸張を妨げることが結果として国力の低下を招くというもので、ジェンダーの視点からの批判ではない²⁰⁾。なによりも、徴兵制が社会ではなく政治のカテゴリーとして把握されるようになったことが、この間の徴兵制に対する認識の変化を如実に表しているといえよう。

2) 軍事主義との結合

さて、ジェンダー研究の領域では韓国の徴兵制はどのように扱われてきたのだろうか。徴兵制について、比較的早い時期に実証的な研究を行ったのは春木育美である。春木は2000年に発表した論文「軍隊と韓国男性－兵役が韓国男性に与える影響－」²¹⁾の中で、兵役が共通経験であるという意味で「国民的一体感、連帯感、親近感形成に大きく寄与」し、「国防意識や愛国心の形成だけでなく、国民意識の形成と深く関連する社会の規律化、標準化の役割を果たす機能」を有しているため「韓国の青年は軍服務期間中、軍隊という特殊な集団組織において再社会化され、新たな価値観と行動規範が植え付けられるようになる」²²⁾と述べている。「兵役が共通経験である」という前提に立ち、韓国の男性を「再社会化」するシステムとみなすことは、本稿で何度も指摘しているように徴兵制の影響を限定的なものに留める解釈である²³⁾。

その後、2011年に発表された「韓国の徴兵制と軍事文化の中の男性と女性」²⁴⁾では、春木の関心は大きく展開している。春木は軍事主義ではなく軍事文化という用語を使用しているが、その

本質を「厳格な序列意識と上意下達の命令体系にある」²⁵⁾とした上で、自己犠牲の称揚こそが韓国の軍事文化の特質であり、自己犠牲の精神が涵養される場こそが兵役であると述べる。

「兵役自体が国家のために個人を犠牲にすることで成立しているが、男性はこうしたより大きな利益のために自分の個人的利害を犠牲にするという精神を持ち、国家防衛の役割を果たさなければならない。また、男性間のホモソーシャルな連帯感と結束力（友情、義理、付き合い）を維持するための自己犠牲も欠かせない。」²⁶⁾

そして、兵役が義務ではない女性には周辺化される。もとい、女性が獲得の機会を得ないという点によって「自己犠牲」はさらに男性の象徴として称揚される。

「兵役は、国家のために個人を犠牲にすることで成立し、大きな利益のために自分の個人的利害を犠牲にする精神を涵養する場となっており、軍事文化の中の『真の男性』とは、強靱な肉体と強い忍耐力をともなう精神力、および自己犠牲の精神を体得した者である。こうした『真の男性』言説は、伝統的な家父長的価値観と結びつくことにより、男女の性別役割意識を強化し、男性優位の社会の存続を可能にする。その結果として、ジェンダー抑圧の構図を生み出す要因となっているといえる。」²⁷⁾

ここにおいて、春木の徴兵制理解が、再社会化から、男性優位の社会構造を読み解くための一つの装置へと変化していることは明らかである。そこで、次に課題となってくるのは、最初から義務としての兵役につくことのできない女性²⁸⁾が、韓国の男性優位の社会構造にどのようにコミットしているのかを明らかにすることである。

権仁淑は、徴兵制が長きにわたり不問にされてきた制度であることに疑問を抱き、「軍事主義」という言葉で韓国社会のジェンダー構造を分析した²⁹⁾。コックとエンローの先行研究を基に定義される「軍事主義」とは、次のような概念である。

「民族や友好国あるいは集団の利益を図るという名分のもとに、今日、紛争解決のために集団的暴力を使用し、それを正当化する理念のあり方…略…このような集団的暴力を可能とする集団が維持され力を得るために必要な、いわゆる戦士としての男らしさ、そしてそのような男らしさを補助・補完する女らしさの社会的形成とともに、このような集団の維持・保存のための訓練と単一的位階秩序、役割分業などを自然のことと見なすようにするさまざまな制度や信念維持装置を含む概念」³⁰⁾

権は、徴兵制が男女の非対称性を固定する決定的な制度であるにもかかわらず、さらには、韓国社会がフェミニズムの興隆を経たにもかかわらず、依然として存廃についての議論すら起こらない現状を、「軍事主義」に求める。韓国社会が「軍事主義」国家であるために、徴兵制は維持されるというのである。権は、北朝鮮という身近な脅威が存在することにより、「国家安保が決して疑問をはさむことを許されない神聖化された優先課題」であることが国民に「同意」されて

いたため³¹⁾、徴兵制は不可視のものとなり、「ヘゲモニー的男性性を獲得する主要な通路となった」³²⁾とみなす。ここでの権の主眼は、男性が兵役でいかなる経験を積むかということよりも、軍事政権から民主政権への移行、近代から現代にかけての戦争の質の変化³³⁾、90年代以降の北朝鮮の軍事的脅威の激減といった激しい社会変化を経験したにもかかわらず、徴兵制が大きな変更をとまなうことなく今日この日まで存続されているということの意味を明らかにすることにある。権はその理由を、女性たちからの同意があったためであると述べる。場合によっては男性への憐憫や同情という感情にまで達する自発的同意が、制度としての徴兵の維持を促し、結果、男女の非対称性が維持されてきたと論じるのである。

権は、徴兵制が不可触の制度であった理由を女性の立場から分析した。そこで、次に課題となるのは、軍服務を経験しなかった男性が徴兵制をどのようにとらえているかである。まさにそうした男性たちが、本稿が調査対象としている男性である。

3. 事例分析

1) 韓国の代替服務の特殊性³⁴⁾

韓国では毎年19歳の誕生日を迎える男性を対象に徴兵検査が実施され、服務に耐えられるかどうかの判定が行われる。多くの男性は服務に支障なしと判断され、現役入営対象者となるが、極度の弱視や基準身長未達の場合など、現役服務に耐えられないと判断された男性には、代替服務として補充役の任務が課せられる³⁵⁾。韓国の兵役において、現役か補充役かを分ける基準は徴兵検査の結果のみで、個人の思想や信仰などは一切考慮されない。ここに、一つ目の争点がある。つまり、良心的兵役拒否が認められていないという点である。

また、徴兵検査の判定基準も兵員を一定数に保つ必要から度々変更される³⁶⁾。ここに、二つ目の争点がある。同じ疾病を持つものであっても、検査を受けた年によって現役判定か補充役判定かが異なるケースが生じるのである。韓国は米軍との同盟関係および北朝鮮と軍事的均衡を保つ必要から、兵力を過不足なく一定の範囲内に収める必要があった。そのため、必要兵員数に対して徴兵対象者が超過した場合、余剰人員を現役とは別の服務に代替させなくてはならなかったのである。本稿で扱う調査対象者が経験した公益勤務も、兵員整理の必要から1995年に誕生した制度である。公益勤務制度とは、原則、出身地の官公庁に現役服務より若干長い期間勤めることで、兵役服務に代える制度である。つまり、公益勤務を終了した男性は、兵役の義務を果たしたことになる。服務期間中は兵役の義務を果たしている期間になるが、実際には公務員として勤めるのと同じ扱いである。つまり、有休が保障されており、原則定時出勤・定時退社であり、残業の場合には手当が支給される³⁷⁾。基礎訓練³⁸⁾は、以前は現役服務者と同じ訓練所で同時に同様の内容を受けていたが、現在は現役入隊予定者と一緒に受けることはなく、期間も短く内容も簡素化されている。

韓国社会では公益勤務を含めた補充役は不可視である。制度の存在を知らない人はほとんどいないが、経験者はこちらから積極的に探さないと見つけることは難しい。そして、話題になる場合は、たいてい否定的なニュアンスをもって語られる。かれらは楽をして兵役の義務を終えた男性と評価されているのである。

2) 調査の概要

筆者は韓国の補充役経験者を対象に 2006 年から継続して聞き取り調査を行っている。対象者は知人からの紹介がほとんどで、多くの場合調査を実施する日が初対面である。とはいえ、事前にこちらの調査目的や用途、聞きたいことなどを本人³⁹⁾にメールや SNS で伝えた上で面会し、調査を始める前に筆者の口からあらためて調査目的や用途を説明し、録音の可否を確認した上で調査を実施している。聞き取りの時間は 1 時間程度が多く、カフェやファストフードの店で行うことが多い。たまに職場や夕食をとりながら行うこともある。協力者のうち数名には複数回の調査を行っており、さらに数名とはプライベートで会う関係になっている。調査の方法は「あなたの人生と兵役」というタイトルで筆者に話を聞かせてください、という漠然とした問いに対して自由に語ってもらい、それに私が時折質問を挟むという方式で実施したことが多い。協力者の性格のためか、一問一答のような答え方をする方や、筆者に「日本の場合はどうか?」と逆質問をしてくる方もおり、それには適宜対応し、なるべく取材ではなく世間話の雰囲気が出るように、調査を実施した。

本稿では 2013 年 3 月の訪韓時に行った調査データを分析に用いる。分析の対象とするのは 4 名である。選択の基準は第一に公益勤務要員として兵役を経験している者であること、第二になるべく異なる時期に服務した人を選ぶこと、第三に現在の職業が異なることである。口述調査の内容を論文に反映させることの難しさは十分に承知した上で、今回は 4 名のみを分析対象とし、他の事例については稿を改めて論ずることにしたい。対象者の基本情報は下表の通りである。なお、対象者はすべて仮名である。

	名前	出生年	服務期間	服務場所	現在の職業
1	パク	1976	96 年 3 月～98 年 7 月	区役所	公務員
2	ウォン	1978	02 年 11 月～05 年 3 月	区役所	大学院生
3	ドン	1978	04 年～07 年	区役所	団体職員
4	ムン	1991	12 年 7 月～服務中	区役所	大学生

表) 調査対象者の基礎情報 (2013 年 3 月時点)

3) 当事者からみた公益勤務の意味

まずは、当事者が公益勤務という制度の存在をどのように考えているか確認していくことにする。公益勤務制度の意義について問うと、かれらは一様に否定的な反応を示す。ただし、それは服務の内容や職務内容自体の意義に対してではなく、兵役の代替服務として公益勤務が存在していることに対しての、ネガティブな反応である。「公務員たちの負担を減らしたい。(だから) 軍隊に行かなくてもいい人たちを集めて。(そうすれば) 税金とか出さなくていいという政府の考え方じゃないかな」「強制的なバイトだと思います」⁴⁰⁾というパクさんの発言に、かれらの公益勤務制度への眺めが凝縮されている。パクさんは公益勤務制度が始まった最初の代の経験者、いわば「第一世代」である。よってウォンさんやドンさんのような制度の中期、ムンさんのような末期の経験者とは異なり、いわゆる「軍隊式」のしごかれ方をされたようである。パクさんの口からは服務中の暴力被害の体験が語られたが、他の三人から語られることはなかった。ドンさん

の場合は人間関係が良好なまま勤務を終えているし、ウォンさんに至っては同僚たちを親族名称で呼び合っていたそうである⁴¹⁾。

しかし、制度の必要性については否定的であっても、公益勤務を経験したことについては概ね肯定的である。ウォンさんは勤務前から大学院進学を考えていたために、勤務中は退勤後に毎日のように図書館に通って勉強していたそうである。また、勤務所で直接市民に接して行政サービスを提供した経験や、公務員教育の一環としてDVやハラスメントなどの教育を受けられたことが、将来の職業生活に役立つであろうと考えている。「現役勤務の友人に比べて私は幸運でした」という言葉にウォンさんの公益勤務への評価が表れている。

ドンさんも退勤後の時間を勉強に費やした一人である。また、かれは主にゴミの不法投棄を取り締まる仕事を行っていたが、印象に残ったエピソードとして次の話を紹介してくれた。

「なぜ、高いわけでもないのに指定されたゴミ袋を使わないのかと（違反をした人の話しを）聞いてみると、ゴミ袋さえも容易に購入することができない経済的な困窮であることを知り、取り締まる立場でしたが胸が苦しくなりました。」

ドンさんもウォンさん同様に社会経験ができることを公益勤務の利点と考えている。「個人的には現役という閉ざされた空間より公益勤務をできたというのはよかったのではないかと考えています」とまとめたドンさんは「もちろん、現役判定が出ていたら現役に行きましたが」と付け加えることも忘れなかった。

ムンさんは調査当時勤務中であり、他の三人が当時を振り返って勤務の意義を語るのとは異なり、現在進行形で行っている業務への評価が語られた。「飽き飽きしている」「正直、誰でもできること、私でなくてもできること」とのことである。年齢が若いこともあって、自身の経験を客観的に評価するという段階にはないようだ。ただし、そんなかれであっても同世代の友人が現役勤務中ということもあり、かれらと自身との比較は行っているようである。

「現役勤務をしている友人たちをかわいそうだとは思いません。公益勤務だって大変だし。誰だって楽しいこともつらいこともあると思います。公益勤務は社会公益福祉のために動員されているんですから（国防のために動員されている現役と、動員されているという点では同じ立場です）。ただ、公益だと社会福祉や救急医療、リーダーシップなどについて、質の高い教育を受けられます。それはよい点です。」

もし現役勤務の男性に話しを聞いたとするなら、後半の文言は「ただ、現役だと野営や行軍、兵器の扱いなどについて、質の高い教育を受けられます。」に変わるかもしれない。ともあれ、4人に共通することは、制度は不要と考えていながらも、20代の一時期に官公庁に勤めること自体には少なからぬ利点があると考えている点である。

4) 徴兵制の意味

「徴兵制はなぜなくなるのか？」という問いに対する典型的な回答は「北（朝鮮）がある

から」「統一が達成されていないから」である。筆者が実施した他の時期の聞き取り調査でも何度となく語られた台詞である。しかし、そのような場合には、良心的兵役拒否者の存在や北朝鮮の影響力の低下などの例を出しながら、もう少し詳しく個々人の考えを聞き出すことにしている。今回の4名についても同様である。

韓国社会における徴兵制の意味について、非常にわかりやすい語りをしたのがパクさんである。パクさんは日本に何度も旅行をしたことがある日本好きであり、かつ筆者と年齢が近いこともあり、私的な内容まで踏み込んだ話を聞くことができた⁴²⁾。パクさんは「軍隊に行って一人前になる」というクリシェに対して「これはまったく嘘で、軍隊に行かなければ一人前にならないなんて人は、(一生)一人前にならないですね」と喝破した上で、次のように語っている。

「軍隊で覚えることは、人に命令すること、何かをやってもらってもお礼を言わないこと、命令されたら言うことを聞くこと。これが軍隊式。考えるとストレスがたまるから自動的に『しますっ』と言う。最近ではスピード時代だから、早く早くしなければならない。サムソンとかLGが躍進できているのは、韓国の(早く決めて実行するという)スタイルが(今の時代に)合っているから。スピード重視の世の中に軍隊生活は本当に合っている。」

パクさんはもちろん研究者ではない⁴³⁾。しかしながら、ここでは徴兵制の問題点が指摘されていると同時に、軍隊式の行動様式が韓国の企業文化を形成しているという、いくつかの先行研究が示してきた点が見られている。パクさんの語りは、少なくとも三つのことを示唆している。第一に、韓国で生活する少なからぬ人びとが、軍隊と韓国社会との親和性に気づいているということ、第二に、いくつかの社会問題は軍隊式の行動様式が社会に蔓延していることで生じていることに気づいているということである。仮にこれらがこの二つに自覚的であるなら、問題の改善に向けて何らかの行動をとっているのか、それとも適合するために自分自身を合わせているのか、ということが次なる分析の関心となる。よって、第三に示唆されることは、軍事式の行動様式を獲得するか否かは、現役サービスの経験と直接結びついているわけではないということである。昼食時間終了後、職場に戻っていくパクさんの姿はまさに「戦士」である。しかし、彼は現役経験者ではない。聞き取り中に度々、韓国社会で生活していくことが「つらい」「苦しい」「きつい」と語るパクさんであるが、それでも生きるために現在の状況に適合しようと試みており、そのことは本人も自覚している。スピード重視の世の中に対応していくためには、好むと好まざるとに関わらず軍隊式の行動様式を取り入れざるを得ない。パクさんの苦しみはあるいは多くの男性が感じている実感なのかもしれない。

パクさんが現在の生活との関連を踏まえながら徴兵制の弊害を語るのに対して、ウォンさんは合理的に徴兵制に反対する。「職業軍人を増やせばよい。専門性も高いし職業倫理もあるし。それに戦争も昔のように銃ではなくてミサイルや爆撃機ですのですから、兵員はそんなに必要ないはず」というのが、かれの意見である。OECD加盟国のいくつかは2000年代に入ってから徴兵制を廃止したのは、この「戦争の専門職化」も関係していよう。ではいったいなぜ韓国では徴兵制が維持されているのであろうか。ウォンさんの分析は次の通りである。

「北朝鮮と交戦状態にあるために軍隊が大きく維持されていて、これを縮小してしまうと、多くの上官を整理（解雇）しなくてはならないんですよ。わが国は以前、軍人が大統領だったじゃないですか。かれらがいろいろとセッティングしたのがいまの軍隊ですから。それで、当時は軍人としてもっとも出世しようとするなら陸軍士官学校に行かなくてはならず、ソウル大学よりは陸軍士官学校を卒業の方がよしとされる雰囲気でした。そんな風にエリートたちが陸軍士官学校を出て、いまはこんな、ピラミッド型で、まだ組織の中心を占めているのです。まだまだピラミッドが大きいですから、軍隊がいきなり縮小してしまうとかれらは行くところがなくなってしまうでしょう」

北朝鮮の脅威がリアルに存在しているからではなく、かつての緊張状態が兵力を減らせない原因であるという指摘は、かれ以外からは聞かれない視点であったが、制度が長く続くことにより周辺産業が発展し改廃が難しくなるという説明の仕方で、韓洪九も主張している⁴⁴⁾。よって、ウォンさんの独自の考えというよりは、ある一定の層に共有された考えとみなすことができよう。先述したパクさんが韓国社会と軍隊との親和性を無意識に言明したのに対して、ウォンさんは徴兵制が維持される原因をあくまでも国内の政治的な理由に求める。公益勤務の経験は男性たちに兵役を客観的にとらえる視点を与えるのかもしれない。

ドンさんも現行の制度については「100% 同意することができる方式ではない」と述べる。しかしながら、「分断以後、60年、70年と続いてきた、軍隊式命令服従の文化自体が変わらない以上、義務として全員が無条件で（軍隊へ）行くやり方であろうと、（軍隊に）行きたい人だけが行くやり方であろうと」大勢は変わらないのではないかと語る。

「20代の前半、情熱にあふれた人生でもっとも重要な時期なのに軍隊という閉ざされた空間で…もちろんそれが重要な役割であるということはわかります。国民の生命と財産を守ることはとても重要なことですが、一人の人間にとって2年という時間は二度とは戻ってこないとても大切な時間だから、国は軍人たちを大切にするように適切な措置を、福祉なら福祉、賃金なら賃金、そうしたこと（2年という大切な時間を犠牲にしていること）を十分に考慮して保障してあげないと。…略…（今の韓国の徴兵制度は）あまりに過酷なのではないか、もっと適切なやり方があるのではないかと思います。」

ドンさんの考えは合理主義であろうか、それとも現実主義であろうか。ともあれ、個人の人生と国家の事情との狭間で、当事者たちは徴兵制への評価を容易に下すことができないことが示唆される。

ムンさんは服務中であるので、徴兵制の是非よりも兵課教育で感じたカルチャーショックや教室内での様子、数少ない軍事訓練での出来事などが話題の中心となった。徴兵制の賛否については「義務だから（論じてもしかたありません）」、公益勤務と現役のどちらがよかったかという質問については「私が選んだわけではなく国がいけと行ったので（どちらがよいというものでもありません）」と素っ気ない態度であったが、公益勤務の現状については詳細に話してもらい、また、前節で引用した語りがみられるなど、かれなりに兵役を解釈しようとしている過程であることが

うかがえた。

4. 社会を照射するために個人的経験を書き記すこと

本稿は、韓国のジェンダーを語る際に頻繁に例示される徴兵制の役割の再解釈を行った。徴兵制に関するこれまでの研究は、服務を通してかれらを「男にする」（兵役とは男性が再社会化される体験であり通過儀礼である）ために男性優位の社会構造が維持されるとみなしてきたのに対して、本稿では、男性の義務の果たし方が実際には多様であることを示した上で、男性優位の社会構造が維持される理由を「自己犠牲」の獲得に求めた。つまり、「自己犠牲」のラベルを獲得できるか否かが、現代韓国社会の男性の生を規定する重要な分岐点となっているのである。いざというときに自己よりも他者や国家を優先するということを担保に、男性たちは社会で中心的な役割を果たしている。しかしながら、日常生活や職業生活の遂行において兵役の経験が顕在化する機会は限られているため、自己犠牲のラベルは、基本的には成人男性（兵役を終えたと思われる年齢の男性）全体に貼られている。換言するなら、現役か公益か末畢かは、外見上は区別がつかないということである。ここに、現役経験者が代替服務で兵役の義務を終えた男性たちと自らを差異化する原因があり、前章で検討したように「現役ではない形で義務兵役を終えた」男性が徴兵制と絶妙な距離感を示す原因もある。韓国社会において徴兵制とは、男性の生のモデルケース（つまり、既存のジェンダー秩序にそった生き方）を示し、維持し、個々の男性に実現させるための触媒となっているのである。

本稿で扱った4人の事例に共通することは、かれらが韓国社会の中で個人的な苦労や葛藤はありつつも、今のところ無事に社会生活を営んでいるということである。繰り返しになるが、かれらの事例は、現役での服務経験が韓国社会で権力を握むための必要不可欠な経験ではないことを示している。不正な兵役逃れをした人物が社会の上層に留まることができたように、紛争の前線に立ったことはなくとも、社会の前線に立つことはできるのである。しかしながら、現役と公益の服務内容は大きく異なっているし、ほとんどの現役は、公益の服務は自分たちの服務より楽であると考えている。にもかかわらず自分たちと同等の地位にいたるために、現役は公益勤務の男性を批判するし、社会もそれにならうのである。

公益勤務としての服務も、部隊内での生活とは大きく異なるとはいえストレスや負担とは無縁ではない。しかしながら、義務を終えた後は軍畢となって社会に復帰できるのであれば、かれらが既存の社会秩序に異を挟むことは考えにくい。前章の事例をもう一度検討すると、パクさんは韓国社会の問題点に気づいている。ウォンさんは韓国のジェンダー問題についての理解が深まったと述べている。しかしながら、公益勤務終了後10年ほどの歳月を経ているにも関わらず、かれらが問題を解決するために活動した形跡はない。ドンさんは公益勤務を経験した自分を否定することはないものの現役服務経験者への敬意も忘れない。ムンさんはまだ価値観が確定していないせいもあるが、公益勤務も現役服務もどちらともつらいと述べるだけで、それらが社会に与えている影響については考えが及んでいない。公益勤務が社会的に否定的な評価を与えられているにもかかわらず、当事者たちは現状を変えるべく行動を起こしているわけではない。というよりは、現状を変えるために行動の主体となることへの必要を感じていない。こうして、軍事主義

が維持される。そうした意味では、公益勤務を経験した男性たちも現役を経験した男性たちと同様に、男性優位の社会構造（既存のジェンダー秩序）に包摂されているのである。

註

- 1) 国・地域 | 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html> 2015 年 6 月 30 日確認。
- 2) 韓洪九（高崎宗司監訳）『韓洪九の韓国現代史 ―韓国とはどういう国か』、平凡社、2003（2003）年、286 頁。
- 3) 修士の資格をもっていれば四ヶ月の訓練と二ヶ月の前線での実習のみで予備役少尉として除隊できる制度。全斗煥、盧泰愚両大統領の子息が制度を活用した後、1990 年の大学院入学者をもって廃止された。[韓前掲書、313 頁]
- 4) 多くの場合、男性だけではなく女性も含まれる。また、経験「できなかった」のか経験「しなかった」のかは不問である。
- 5) 近年の韓国では良心的兵役拒否者の存在が話題となっているが、かれらに否定的な評価が与えられがちなる理由も、かれらが思想や信条という「権力」を利用した兵役逃れではないかとみなされているためである。
- 6) 軍加算点制度の存廃を巡る論争については、権仁淑 a（山下英愛訳）『韓国の軍事文化とジェンダー』、御茶の水書房、2006（2005）年の第四章が詳しい。
- 7) 実際に訴えを起こした人の中には女性だけではなく障害者の男性（服務することができなかった男性）も含まれていたが、かれらが注目を集めることはなかった。
- 8) しかしながら、兵役中の事件・事故が頻発し、若年男性が精神的にも肉体的にも大きな負担を強いられているという観点から、何らかの恩恵を与えるべきという世論が高まっている。大学在学中に服役した男性に対して一定数の単位を認定しようとする動きがその一例である [「大学在学中の軍入隊者に単位付与 韓国国防部が検討」聯合ニュース web <http://japanese.yonhapnews.co.kr/pgm/9810000000.html?cid=AJP20140609002700882> 2015 年 5 月 6 日確認]。こうした趨勢は、兵役を欺瞞にまみれた「聖なる義務」から「尊い犠牲」へと価値転換をすることで、制度の維持を図ろうとする試みであるかもしれない。
- 9) 佐々木正徳「代替服務という生き方―韓国の男性性と兵役の多様性―」『長崎外大論叢』第 17 号、2013 年、94 頁。しかしながら、本稿の議論をふまえるならこの部分は「兵役にまつわる某かのことが社会を構成する主要素の一つとなっているから」とする方が適切であろう。
- 10) さらに、前述したように「果たさない」場合にも、それが不正な兵役逃れであるのか良心的兵役拒否であるのかでは大きな乖離がある。あるいは「果たせない」場合も同様に多様である。
- 11) 韓国では代替服務のことを補充役と呼ぶが、公益勤務は其中之一つである。詳しくは 3 章で述べる。
- 12) 権前掲書 a。
- 13) 石坂浩一・館野哲編著『現代韓国を知るための 55 章』、明石書店、2000 年、139-141 頁。
- 14) 同上、141 頁。
- 15) 館野哲編著『韓国の暮らしと文化を知るための 70 章』、明石書店、2012 年、175-177 頁。

- 16) 同上、175・176 頁。
- 17) 筆者は、この除隊後の母親優先の態度こそが「ママボーイ」の本質ではないかと考えている。
また、服務者の家族愛は、兵営生活を紹介する人気テレビプログラム「진짜 사나이（本当のおとこ）」が参考になる。
- 18) 石坂浩一・福島みのり編著『現代韓国を知るための 60 章【第 2 版】』、明石書店、2014 年、42-45 頁。
- 19) 同上、45 頁。
- 20) 2000 年刊行の同書には、「女性と仕事、結婚」「セクハラ・性暴力と闘う女たち」「家事と子育て事情」といった、ジェンダー問題に関する記述も多い。しかしながら、徴兵制の項にそうした記述がないことは、当時は徴兵制が、少なくとも概説書のレベルではジェンダーの問題とは捉えられていなかったことを示している。
- 21) 春木育美「軍隊と韓国男性一兵役が韓国男性に与える影響―」『同志社大学社会学研究 no.4』、2000 年、53-65 頁。
- 22) 同上、53 頁。
- 23) もちろんある種の男性たちが「再社会化」されることも重要な指摘であることは変わらない。
当事者を「服務者」だけに限定せず、多様な生の中に徴兵制を位置づけるという作業が、韓国社会の徴兵制、ひいては軍事主義を理解するためには必要であるということである。
- 24) 春木育美「韓国の徴兵制と軍事文化の中の男性と女性」韓国・朝鮮文化研究会『韓国朝鮮の文化と社会』第 10 号、2011 年、風響社、95-110 頁。
- 25) 同上、98 頁。
- 26) 同上、99・100 頁。
- 27) 同上、106 頁。
- 28) もちろん、女性も職業として軍人になることは可能である。しかしながらそれは国家から強制される義務ではなく、（たとえ必然的な理由があったとしても）あくまでも「志願」して職業として軍服務を行う「職業軍人」である。職業軍人が国防を最優先することは当然のこととされるので、彼女らの自己犠牲の精神が称揚されることはない。
- 29) 前掲の、権仁淑 a（山下英愛訳）『韓国の軍事文化とジェンダー』、御茶の水書房、2006（2005）年。および、権仁淑 b「我われの生に内在する軍事主義」西村裕美編訳『韓国フェミニズムの潮流』、明石書店、2006（2000）年、43-74 頁。前者のタイトルは日本語版では「軍事文化」となっているが、原著のタイトルは「대한민국은 군대다－여성학적 시각에서 본 평화, 군사주의, 남성성（大韓民国は軍隊だ－女性学的視点でみた平和、軍事主義、男性性）」であり、文中でも「軍事文化」ではなく「軍事主義」という表現が使用されている。
- 30) 権前掲書 b、51・52 頁。
- 31) 権前掲書 a、36・37 頁。
- 32) 権前掲書 a、226 頁。
- 33) 現代の軍隊は二つの意味で兵役による兵員の充足を必要としなくなりつつある。一つは、戦争の質の変化である。いまや戦闘の主流は日進月歩の兵器による爆撃や砲撃である。もう一つはそうした最新鋭の兵器を扱うために必要な高度専門技術のためである。兵役で数年しか

服務を経験しない人材に専門技術を身につけさせることは困難であるとともに、高コスト化を招き、さらにはリスクも生じることになる。つまり、現代の軍隊は基本的に職業軍人によるプロフェッショナルの集団になりがちなのである。よって、職業軍人による軍隊を保有するにもかかわらず、その国が徴兵制を維持しているとするなら、そこには軍事的意味以上のなにかが存在すると考えられるのである。

- 34) 韓国の徴兵制についての詳細は、尹載善『韓国の軍隊 ―徴兵制は社会に何をもたらしているか』、中公新書、2004年、および、佐々木前掲書を参照。また、代替服務の特殊性については、佐々木正徳「軍事文化からみる韓国のジェンダー秩序―補充役のポジションに着目して―」『長崎外大論叢』第18号、2014年、137-147頁を参照。
- 35) 補充役にも耐えられないと判断されれば、戦時徴収のみの第二国民役（実質免除）、もしくは完全免除となる。
- 36) 註2で触れた修士将校制度のように、時の為政者によって基準ばかりか配属先まで左右されることも多い。民主化実現以後は減ったとされているが、実態は定かではない。
- 37) 多くの話者が異口同音に語っていたのが「いまの公益は不満点が少ない（差別やいじめが激しくない）」「昔はもっとひどかった（らしい）」である。
- 38) 新兵を対象に、体力の増強や、銃器の扱いを覚えることを目的として、配属前に実施される訓練のこと。
- 39) 紹介者経由の場合もある。
- 40) 「 」内は韓国語で実施した聞き取り調査を筆者が日本語に訳したもの、文中の（ ）は筆者による補足である。以降も同様である。なお、掲載にあたって「えー」や「あー」といった表現を割愛するなど文意を損なわない程度の修正を加えている。
- 41) 韓国では実際に血縁関係がない人に対しても親しみをこめて「お兄さん、お姉さん」といった親族名称を用いて相手を称する。つまり、職場でそのような呼称で呼び合っていたということは、その職場が仕事のしやすいアットホームな雰囲気であったことを示している。
- 42) しかしながら大変業務量の多い部署に勤めているため、昼休みが終わってしまうと、まだ話し足りなさそうにビル群の狭間に消えていった。次回あらためてゆっくり話を聞く予定である。
- 43) とはいえ、それなりの身分の人物なので幅広い知識を有している。
- 44) 韓前掲書。

* 本研究は JSPS 科研費 24710306 の助成を受けたものです。

Family System and Labour Situation in Vietnam from the Viewpoint of Gender Studies

Kozo KAGAWA
(Osaka Jogakuin University)

Vietnam society has blended influences from the North (China) and the South (Southeast Asia). The North has remained the legacy of Chinese Confucian heritage with patriarchal character, but Chinese one has been lessened since the sovereignty of Communist Party. The South has inherited bilateral and maternal line society from Southeast Asia. And now Vietnam has maintained strong unity of family and relatives to survive their lives. Female workers have big power in their houses although male persons have leading roles in the formal field (for example, political area).

Female labour participation per her age is shaped as trapezoid as the same of male one. This means that female workers are not retired at the time of marriage and child care. They must work to sustain lives of their family because of the low wages policy of the government. And they can continue to work under the help of their family (for example, father and mother) and relatives member (for example, uncle, aunt, cousin). But their husbands are not cooperative with their wives because wives have almost responsibility with household affairs. Husbands are engaged in household affairs for much shorter time than wives. Vietnamese female workers are active for making good wife and wise mother.

So gender equality has not been attained though Gender Equality Act has been enforced since 2006.

Recently there can be seen bipolarity among female workers. On one side, female politicians and managers can work hard as male ones. About 30% of managers are female because they have received high education and working circumstance under the assistance with their family and relatives. They are blessed women. On the other side, many female workers are engaged in informal sector, agricultural works or domestic works without payment who are not protected and applied by labour laws and social security system. They are not blessed women. Female politicians and managers can partially enjoy gender equality, but other female workers are isolated from gender equality, adhering to the principle of good wife and wise mother.

ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる家族制度と労働の形態

香 川 孝 三
(大阪女学院大学)

1. はじめに

3つの分析視角から、ベトナムの家族制度と労働のかかわりをみていきたい。

①地域による違いが存在すること

ベトナムには54もの民族が暮らしており、多様な家族制度が併存している。そのために地域によって多様な家族制度がみられる。北ベトナムのキン族は儒教の影響のもとでの家父長制度が残っており、東アジアの特徴を持つのにに対して、ベトナムの南部にいくほど、双系社会または母系社会であり、東南アジアの特徴を持っている。さらに、少数民族には母系社会が多い。たとえばチャム族は2世紀から17世紀にかけて中部から南部にかけてチャンパ王国を樹立していたが、その社会は母系制度であり、家・財産を守るのは女性の役目である。結婚後、夫は妻方の住居に入る。家督や氏族名は女性の子孫が引き継ぐ。これも東南アジア的特徴といえる。

都市と農村の違いも考慮すべきことであろう。都市では家族計画が展開されていることと、住宅事情が厳しいこととがあいまって、核家族が中心となってきたのに対して、農村では祖父母は長男家族と同居して、次三男は同一敷地に別棟をもつ拡大家族制度を維持しているが、そこで家父長制がどの程度生きているのか検討する必要がある。

②家庭内と外での女性の地位の区別があること

女性の公的な場での地位と家庭内での地位との間に違いがあることが特徴である。公的な場では男性優位であり、男性が主、女性が従の地位にあるが、家庭内では女性が優位にあり、かかあ殿下の様相を呈している。ベトナムでは主婦は「家庭の宰相」¹⁾という格言が存在する。伝統的に財産相続権が女性にも認められる均等相続制度が採用されており、家庭内での女性の地位を高めている。男性がどの程度家事労働に従事しているのかをみると、日本と比べれば家事労働に従事しているが、その程度はそれほど高くないので、女性の家事労働の負担は大きい。

③社会主義時代と、ドイモイ宣言後の社会主義市場経済化の時代との違い

ベトナムは南北に区分けできるが、南ベトナムは1976年からドイモイ宣言の実施までの15年間前後が社会主義時代であり、それ以外に期間は資本主義の時代であった。

それに対して、北ベトナムは1945年の独立宣言後、社会主義を推し進めてきた。フランスからの独立戦争、続いておきたベトナム戦争中、北ベトナムの女性は生産・生活・戦闘の「三つの担当運動」²⁾を実施し、男性に代わって働いた。社会主義時代には、1945年憲法ですでに男女平等を国の基本方針とすることが規定されているが、儒教の影響が残っており、女性の労働への参加を求めながら、同時に家庭での女性の役割を重視する「良妻賢母」を求める考え方を持っていた。女性の労働参加を求めたのは、低賃金政策のために夫婦共稼ぎでなければ生活

できない状況が背景にあったからである。「バオカップ」というすべての生活を国が面倒を見るという政策が採用されていたが、それは貧しさを全員で共有していたことを示していた時代であった³⁾。そのために託児所を設置して女性の労働環境を整備してきた。しかし、女性の家事労働の負担が大きいなど、問題を抱えている状況にある。

社会主義市場経済化の時代にも同様の傾向をみることができる。しかし、そのことが男女平等になったことを意味するものではない。この時代に、男女平等を目指す法律が多く制定されている（たとえば「男女平等法」「ドメスティック・バイオレンス禁止法」）こと自体が、そのことを示している。したがって、それらの法律がどのように機能しているのかを見る必要がある。

ベトナムのジェンダーを見る上で、以上に述べた要因が多重構造となって複雑に影響しあって存在している。このことを前提として、ベトナムの女性労働を見ていく必要がある。特に女性の労働力率が高いことが、男女平等の実現を示すものか、逆に女性の家事労働の役割が求められつつも同時に労働に参加することは「良妻賢母」を目指しており、家庭経済に貢献する女性像を生んでいるのではないか、ベトナム戦争後、北ベトナム政府を支持して戦死した子どもを多く持つ母親のみを顕彰する制度が作られたこともジェンダー意識の反映とみることができるのではないかという疑問に答える必要がある。

2. 家族制度の特徴

ベトナムの家族制度には、夫婦の関係、親子関係、親族との関係に特徴がみられる。

北部では儒教の影響を受けて、父系の親族集団（ゾンホ）が形成されて、そこで祖先祭礼をおこなう。父系にもとづく家譜がつくられ、そこには祖先の死亡日、墓の場所などを記録されており、それに基づき祖先祭礼がおこなわれる。直系家族は長男同居が原則であり、長男を中心として祭礼がおこなわれる。父母の遺産は兄弟姉妹で均等に相続されるが、長男は先祖の祭祀を承継し、そのための特定の財産を独占的に相続することが認められている⁴⁾。

しかし、フランスの植民地になって以来、アルファベットによる表記の普及が図られ、1945年9月の独立時にアルファベットを用いるベトナム語を公用語とした。そこで漢字を書く習慣がなくなってから60年以上になるために、漢字で書く古い家譜は存在しなくなってきている。ベトナム語で書く家譜はせいぜい3世代前ぐらいしか書かれていない。さらに、社会主義の時代になって家譜が没収されたこともあって、家譜自体がなくなっている場合が多い。

ベトナム南部にいけば、チャム族やクメール族が多くなり、家譜が作られることが少なくなっている⁵⁾。北部から南部に移住したキン族もチャムやクメールの慣習や文化の影響を受けて、北部とは異なり、母系社会の家族制度を受け入れやすくなっている。

家族だけでなく、親族がベトナムでは大きなかわりを家族に及ぼしている。叔父、叔母、伯父、伯母が、日本より強い親族とのつながりを維持している。つまり、血縁の強い集団を構成している。普段は核家族で生活をしていても、何かあった場合には血族が一致団結して助け合うのが通常である。

北部では儒教の影響が残っており、家父長制度が残っている。家父長制度の強い地域では、男

性が稼ぎ、女性が家を守るという男女の役割分業が明確になっているという仮説があるが、ベトナム北部でも南部でも夫婦共稼ぎが当たり前であるが、それは低賃金政策のために女性も働かないと生活ができないからである。家父長制度の強いところでも、男性の収入だけで生活できるという条件がないかぎり、女性も働かざるをえない状況になる。ベトナムでは、戦争の期間が長く続き、その間女性は男性と同じ役割を担ってきたこと、さらに、東南アジア的な社会基層と社会主義の建前である男女平等の考え方という3つの要因が夫婦共稼ぎを当然視する考えを生んでいるものと考えられる。

結婚した場合でも、妻の姓は変わらない。子供の姓は夫に合わせる。これは中国や韓国と同じである。これはベトナム一般の慣習として存在しており、ここには儒教による父系社会の影響がみられる。しかし、1995年民法改正では、子供の姓は、慣習か父母の合意によって父の姓か母の姓にするか決めることができることになっている。父母の合意で子供の姓が決められることになっている点が父性社会から脱却の可能性を持っていると言えよう⁶⁾。

中国では女性を家庭内に縛る役割を果たした纏足はベトナムには広がらなかった。華僑の中にはあったかもしれないが、ベトナムの一般的な慣習にはならなかった。纏足は女性の行動を束縛するものであり、ベトナムではそれが嫌われたのではないと思われる。

その結果、北部ベトナムでは儒教の影響があるとされながらも、家庭の中では、比較的に女性の力が強いとされている。表向きは夫をたてながらも、実質的に家庭内の問題を妻が処理していく傾向が指摘されている。ベトナムのことわざでは、「夫の地位は妻のそれより強くない」(Lenh ong khong bang cong ba)がある。また夫婦のことを「妻と夫」(Vo Chong)といい、「夫と妻」(Chong Vo)とは呼ばない。家庭内での夫婦の関係を象徴する表現である⁷⁾。しかし、そのことは男女平等の実現を意味しない。たとえば、2000年に制定された婚姻家族法においては、男女平等の権利が保障されているが、実態は異なっているという報告がある⁸⁾。相続の場合、男女の子供は平等に相続権があるが、長男がもっと多くの財産、特に土地の利用権を相続している。娘はほんの少しだけを相続するか、相続をしない場合もでてきている。

また女性に対する暴力が報告され、離婚原因の半分が家庭内暴力とされている。それを防止するために、2007年にドメスティック・バイオレンス法が制定されている。さらにより広く男女平等の実現を目指して、男女平等法が2006年に制定されている。これもまだ男女平等が実現していないので制定されたとみるべきである。

次に、親子関係の問題を見てみると、1988年に制定された家族計画法によって、少数民族を除き、二人っこ政策が採用されていることに特徴がある。中国の一人っ子政策を参考にしながらも、二人っこ政策が取られている。第一子と第二子の間に3-5年に間隔をあけることが求められている。一般的にベトナムでも男の子が望まれるために、2人の子供が女子の場合には、もう1人出産が認められる地域もある。違反して3人以上の子を持てば、公共サービス費用の割り増しを受けたり、社会保険からの分娩費補助金や産休期間中の休業補償金が支払われないという不利益を受ける。公務員や国有企業の従業員の場合には、解雇される場合もある。

家族計画が浸透していくにつれて、結婚や出産のサイクルは変わり始め、女性の結婚年齢が高くなる傾向を生んでいる。出産回数も減少してきている。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、ベトナム戦争が終わってから5年後の1980年には5.05であっ

たが、2000年には1.98、2010年には1.82、2012年には1.77まで低下している⁹⁾。女性の高学歴化も出産回数の減少に関係していると思われる。

出産や育児のための母性保護制度が強化されてきている。2012年労働法典の改正によって、1994年労働法典と比べて、手厚い母性保護制度や男女平等法の趣旨に合わせて男女平等を強化する規定が導入されている。

妊娠中の女性が就労を継続すると胎児に悪影響をあたえることを医療機関が診断書で示す場合には、女性から労働契約の一方的解約や一時的停止できる権利が認められている。

7か月以降の妊産婦、高地、遠隔地、国境、島嶼では6か月以降の妊産婦、12か月未満の子供を育児中の女性は深夜労働、時間外労働、出張勤務が禁止されている。重労働につく女性が妊娠7か月となった場合には、軽微な仕事に異動され、勤務時間が1時間短縮される。結婚、妊娠、産休、12か月未満の子供の育児を理由に解雇や一方的に労働契約を解除されてはならない。12か月未満の子供を育児中の女性は労働規律違反で処分されない。

また出産休暇として産前と産後をあわせて6か月の休暇を取得できる。多胎妊娠の場合にはさらに1か月の休暇が追加される。出産前の休暇は2か月を超えてはならない。したがって、産後の休暇は4か月以上あることになる。しかし、実際には産後6か月の休暇を取る事例が多い。そこで出産直前まで勤務する女性が多い¹⁰⁾。その間社会保険制度によって給付を受けることができる（労働法典157条）。流産、死産、中絶の場合でも休暇期間に社会保険から手当を受けることができる。産休期間が終えたあとでも、使用者との合意によって無給の休暇を取得することができる。日本のように育児休業制度は設けていないが、産後の休暇を長くすることによって、育児のために休暇を取ることができるようにしている。

医療機関の診断書があれば、最短で産後4か月で職場復帰が可能であり、休暇前の職場に復帰が保障される。もし、その職場がなくなっている場合には別の業務につかせる義務が使用者に発生し、休暇前の賃金を下回らないようにしなければならない。

12か月未満の子供がいる場合、毎労働日に60分の育児休憩を取得することができる。生理休暇として生理中に1日に30分の休憩が認められている。その間の賃金カットはされない。7歳以下のこどもの看護、6か月未満の養子の育児による休暇期間にも社会保険による手当が支給される。日本以上に母性保護制度が整備されている。

生まれた子供の子育てをどうするかは、女性の働き方に大きな影響を与える。祖父や祖母、叔父・伯父や叔母・伯母、従兄弟・従姉妹などの血族のだれかが面倒を見るのが一般的である。まだ公的な保育施設が十分ではないからである。場合によれば近隣の人々の支援を受ける場合もある。血縁や地縁が生きており、それらを活用して子育てをしている。

核家族が都市部では増加しているが、親族のつながりが強く助け合って生きていく姿をそこに見ることができる。農村部では拡大家族制度が生きている場合は当然親族のだれかが子供の面倒をみることになる。2012年労働法典では女性が多く働く職場では、幼稚園、保育園の設立の補助や子供を預ける費用の一部補助を定めている。これは使用者の努力義務が課せられているだけであるが、それがどの程度実施されているかの資料は見いだせなかった。

さらに、いずれベトナムでも高齢者の介護問題が発生するであろうが、高齢者の介護も血族のだれかが面倒を見るのが一般的である。公的な高齢者の面倒をみる福祉施設は十分ではない。そ

の結果、介護が女性の負担になる可能性があるが、これも親族のだれかが面倒をみることで女性だけの負担にならない工夫がされる可能性はある。

3. 労働の形態

男女平等法の中で労働に関する規定は以下のように定めている。

- ①募集において年齢と資格を男女平等にすること、仕事、賃金、ボーナス、社会保険、労働条件を男女同じにすること
- ②昇進や専門職のタイトルを占める場合、資格や年齢を男女同じにすること
- ③募集において男女の割合を平等にすること、女性労働者の訓練や能力向上を図ること、重労働や危険な労働、危険な物質を直接取り扱う場合に、女性労働者のために安全かつ衛生的な労働条件を確保すること

これらの規定が存在していることは、まだ労働の面で男女平等が実現していないことの証拠であろう。しかし、日本と比べるとベトナム女性のパワーは大きく、男性をしのぐ勢いであることは将来的に男女平等を実現する可能性は高いと言えよう。

(1) 労働統計から見える問題

現段階で入手できる最新の労働力に関する統計（General Statistics Office of Vietnam ed., Report of the 2012 Labour Force Survey）によれば、2012年7月1日で15歳以上の労働力数は5230万人で、そのうち就労者は5140万人、失業者は92万人ほどである。この労働力数のうち、農村部では69.7%、都市部では30.3%であり、農村部での労働力数が7割を占めている。労働力数のうち、男性は51.4%、女性は48.6%を占め、男性が若干多い。

労働力参加率をみると、男性は81.6%、女性は72.5%で、男性が若干女性を上回っている。これを農村部と都市部で比べてみると、農村部の方が男女とも労働力参加率が高くなっている。農村部男性は84%、農村部女性は76.5%、都市部男性は75.7%、都市部女性は64.8%である。これは農村部の方が従事する仕事が多くあるためである。

年齢別労働力率の図形を見ると、図1のように男女とも台形型である。男女を比較すると女性の労働力率は男性より若干低い、同じ台形型をしている。このことは、結婚や子育て期でも女性が退職しないで、働き続けていることを示している。子育てを親族に頼めるために、母親も働きを継続できる環境にある。

長期の戦争を経験したために、女性も労働に従事しないと国を維持できない状況にあったことが、女性が働く環境を作り上げてきた。したがって専業主婦という存在はベトナム女性にとっては考えられない。家事労働だけに従事している状態にはベトナム女性は耐えられない。

男女で違いがみられるのは従事する産業によって偏りがみられることである。表1にみるように、運輸倉庫（9.8%）、建設（10.2%）、電気・ガス・熱供給・エアコン（16.3%）では女性が少ない。これに対して、家事労働のお手伝い（92.9%）、教育訓練（70.4%）、ホテル・レストラン（70%）では女性が多い。

表2に示されている就労の地位ごとに見てみると、自営業者（45.1%）、賃金労働者（34.7%）、

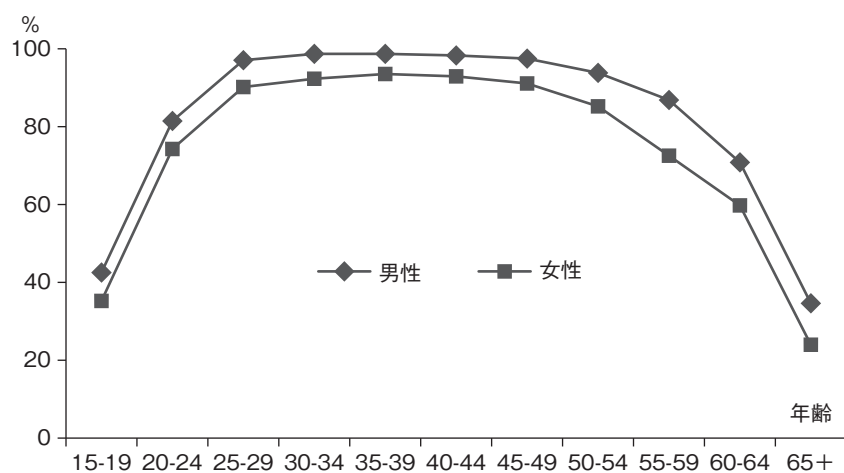


図1 ベトナムの年齢別労働力率の図表 (2011年)

表1 2012年の産業別の就労者の割合 (単位: パーセント)

	全体	男性	女性	全体の中の女性の割合
農業・林業・水産業	47.4	45.4	49.5	50.7
鉱山・砕石業	0.6	0.8	0.3	22.2
製造業	13.8	12.7	15.0	52.6
ガス・電気等の生産と分配	0.3	0.4	0.1	16.3
水・汚水・ゴミ処理	0.2	0.2	0.2	41.4
建設業	6.4	11.1	1.3	10.2
卸・小売	12.3	10.0	14.7	57.9
運輸・倉庫業	2.9	5.1	0.6	9.8
ホテル・レストラン	4.2	2.4	6.0	70.0
情報産業	0.6	0.7	0.4	36.9
銀行・保険業	0.6	0.5	0.7	54.9
不動産業	0.3	0.3	0.3	47.2
科学・技術	0.5	0.6	0.3	33.0
事務補助サポート業務	0.4	0.5	0.4	39.0
共産党・防衛・公務員	3.1	4.4	1.6	25.8
教育・訓練	3.4	2.0	5.0	70.4
健康・ソーシャル・ワーク	0.9	0.7	1.2	63.5
娯楽文化スポーツ	0.5	0.5	0.5	52.6
その他のサービス業	1.4	1.6	1.3	42.6
家事労働	0.3	0.0	0.6	92.9
その他	0.0	0.0	0.0	69.9

表2 雇用の地位ごとの就労者の割合 2009-2012

(単位：パーセント)

	2009		2011		2012	
	全体	内女性	全体	内女性	全体	内女性
全体	100	48.7	100	48.2	100	48.5
使用者	4.8	32.6	2.9	30.7	2.7	30.2
自営業者	44.6	51.1	43.9	48.8	45.1	49.5
報酬のない家族従事者	16.9	64.1	18.6	64.7	17.5	64.2
賃金労働者	33.4	40.1	43.6	40.0	34.7	40.6
協同組合のメンバー	0.1	29.5	0.0	39.6	0.0	50.2

表3 2012年の技能の程度による男女の平均賃金の格差 (単位：千ドン)

	全体	男性の平均賃金	女性の平均賃金	男女の格差
技能なし	3056	3198	2827	11.6
職業訓練卒	4272	4450	3659	17.8
上級職業訓練卒	3773	4062	3559	13.1
短期大学卒	4146	4468	3974	11.1
4年制大学卒以上	6077	6572	5494	16.4

報酬のない家族従事者(17.5%)、使用者(2.7%)となっている。これはインフォーマル・セクターで小規模ビジネスに従事している者が半分近くいることを示している。日本のように企業に雇用されている者より、都市の雑業に従事している者や家族従事者として働いている者が高い割合でいることを示している。これは、ベトナムの労働市場の特殊性を反映していると言えよう。さらに女性は報酬のない家族従事者として働いている者が62.6%もいる。したがって、男女の年齢別労働力率の図形は同じ形になってはいるが、男女間を比較すると、女性の方が、仕事の安定性に欠け、社会保障制度のカバーされない弱い立場に立たされている層が多いことを示している。

男女の月額賃金格差の統計をみてみよう。どの統計も女性の月額平均賃金は男性のそれより低くなっている。1つ目は技能資格別の統計では、女性の月額平均賃金は男性のそれより平均で10.4%低くなっている。職業訓練卒と4年制大学卒以上で男女の月額平均賃金の格差が大きいことが分かる(表3)。2つ目は企業の種類別の男女の平均賃金を比べても、女性の月額平均賃金は男性のそれより低い。国有企業では、12.4%、地元企業の国有以外の企業(主に民間企業)では、17.3%、外資系企業では17.4%となっている。外資系企業で男女の格差が大きいことが分かる(表4)。しかし、その格差は日本と比べれば小さいと言える。

3つ目は産業別の男女の平均賃金の格差である。注目されるのは女性の平均賃金の方が男性のそれより高い産業があることである。それは女性の方が多く就労している産業であり、銀行・保険業、報酬なしの家事労働、事務補助サポート業である。後者の2つは女性向けの業種であって、女性の賃金が賃金の動きを決めている領域となっている。

表4 2012年の事業の種類別による男女の平均賃金の格差

	全体	男性の平均賃金	女性の平均賃金	男女の格差
全体	3757	3923	3515	10.4
国有企業	4520	4793	4200	12.4
地元国有企業以外・民間企業	3273	3478	2876	17.3
外資系企業	4448	5013	4139	17.4

表5 2012年の産業別の男女の平均賃金額

	全体	男性の平均賃金	女性の平均賃金
農業・林業・水産業	2543	2759	2154
鉱山・採石業	5643	5783	5064
製造業	3636	4001	3325
電気・ガス・温水・エアコン管理	5253	5343	4733
水・汚水・ゴミ処理	3769	4239	3037
建設業	3369	3403	3067
卸・小売業	3774	3928	3521
運輸・倉庫業	4660	4694	4443
ホテル・レストラン	3248	3845	2880
情報産業	5880	6014	5643
銀行・保険業	6855	6823	6880
不動産業	6973	7549	5869
技術科学活動	5814	5953	5575
事務補助サービス業	4765	4564	5138
共産党・防衛・公務員	3872	3978	3569
教育訓練	4260	4681	4083
健康・ソーシャル・ワーク	4422	5121	4060
娯楽文化スポーツ	3852	4080	3583
その他のサービス業	2795	2946	2628
家事労働	2298	2275	2299
その他	8131	8151	8122

1か月の平均賃金額であるが、表5によれば、女性の場合、2012年で高いのは688万ドン、低いのは215,4万ドンである。この額は最低賃金額を上回っている。ベトナムの麺であるフォーを1万ドンとして計算すると、4人家族の場合、1日3食フォーを食べるだけで360万ドンが必要になる。したがって、1人だけの平均月額収入では家族を養うには足りない。夫婦共稼ぎをしなければならない額である。

(2) ジェンダー格差指数から見える問題

世界開発計画が発表しているジェンダー不平等指数がある。2012年のベトナムの数字を「2013

表6 ベトナムのジェンダー格差指数ランキング・国別順位

		平均値	I	II	III	IV
2007 年	42 位	0.6889	0.7447	0.8924	0.9700	0.1484
2008 年	68 位	0.6778	0.7287	0.8943	0.9700	0.1184
2009 年	71 位	0.6802	0.7349	0.8974	0.9700	0.1184
2010 年	72 位	0.6776	0.7212	0.9242	0.9469	0.1182
2011 年	79 位	0.6732	0.711	0.926	0.946	0.111
2012 年	66 位	0.6867	0.7096	0.9684	0.9441	0.1247
2013 年	73 位	0.6863	0.7023	0.9741	0.9441	0.1284

I は経済活動の参加と機会（労働力の男女比、類似労働における賃金の男女比、推定勤労所得の男女比、管理的職業従事者の男女比、専門・技術職の男女比）

II は教育（識字率の男女比、初等教育就学率の男女比、中等教育就学率の男女比、高等教育就学率の男女比）

III は健康と生存（出生時の男女比、平均寿命の男女比）

IV は政治への関与（国会議員の男女比、閣僚の男女比、国家元首の在任年数の男女比）

（World Economic Forum ed., Gender Gap Report の各年度版から作成）

年人間開発報告書」でみてみよう。0.299 の値で 48 位にランクされている。これはリプロダクティブ・ヘルス、エンパワーメント、労働市場における男女間の不平等達成の損失を測る合成指数をもとに計算されている。つまり、妊産婦死亡率、15－19 歳の女性の出産率、国会における女性議員の割合、25 歳以上で中等教育を受けた割合、労働力参加率をもとに計算された指数である。その指数でのランクは 48 位であり、人間開発中位国の中では男女の格差の少ない国とみなされる¹¹⁾。

男女の格差の程度だけを測るために世界経済フォーラムが 2006 年からジェンダー格差指数を発表している。表 6 にみるように、ベトナムのジェンダー格差指数は 2013 年には 73 位にある。2012 年には 66 であり、だいたい 60－70 位ぐらいに位置している。しかし、日本と比べれば高い位置にある。2013 年の経済活動への参加と機会のスコアは 0.7023、教育のスコアは 0.9741、健康と生存のスコアは 0.9441、政治への関与のスコアは 0.1247 となっている。73 位という中位に位置しているのは、政治への関与が低いことがもっと大きな要因となっている。それでも日本と比べた場合、政治の場への女性進出の程度は高い。

家庭の内と外で女性の地位が異なることは、公的な政治のような意志決定の場に女性の参加が低いことに表れている。第 13 期国会（2011 年－2016 年）では女性議員は 24.4% に達している。女性は意志決定の場では、副の地位にあることが多い。たとえば、副主席、副首相、国会副議長に女性がついている。その例としてベトナムで最初の女性副主席となったグエン・ティー・ビン（20 世紀初頭の独立運動の闘士ファン・チュー・チン（1872 年－1926 年）の孫にあたるのが影響を持っていたであろう。¹²⁾ がいる。彼女はパリで開催されたベトナム戦争終結のための四者会談で、ベトナム南部共和臨時革命政府の外務大臣兼政府代表団長として参加したことで知られている。第 13 期国会では、副首相（グエン・ティエン・ニャン）に 1 名、保健大臣（グエン・ティ・キム・ティエン）と労働傷病兵社会大臣（ファム・ティ・ハイ・チュエン）の 2 名が女性

である。現在ではグエン・ティー・ドアン Nguyen Thi Doan が副主席（少数民族出身）、共産党政治局員 16 名の中に、副首相と副主席の 2 名が任命されている。

2013 年の国連開発計画の発表では、国会議員に占める女性の割合は 24.4% であり、日本より高いが、男性と比べれば低い。政治の場での意思決定にかかわるポストにつく女性の多くがベトナム女性同盟の幹部役員を経験している。国会議員に立候補する場合、各選挙区の祖国戦線の承認が必要であるが、ベトナム女性同盟はその祖国戦線の有力メンバーであり、ベトナム女性同盟の役員であれば、その承認を得やすいからである。ベトナムは中選挙区制を採用しており、祖国戦線が女性候補を積極的に承認し当選させようと思えば、立候補を認める人数を調節することによって可能になる体制になっている。

行政機関に勤務する女性管理職は日本と比べると高い。約 30% とみられている。ベトナム内務省は行政機関で働く公務員が管理職になるために必要な基準を定める草案を発表したが、それによると各レベルの行政機関で働く女性の割合が 3 割以上の場合、必ず女性管理職を少なくとも 1 名置くこと、3 割未満の場合には、幹部職の 15% を女性に割り当てることを定めている。さらに、男女の候補者が同じ能力であれば、女性候補を優先的に登用することを定めている。

企業で役員や管理職となる女性の割合にも反映している。2009 年の Mastercard の調査では、女性の管理職の割合は 22% であり、2011 年には 28%、2012 年には 32.7% になっている¹³⁾。

定年年齢に男女で 5 歳に開きがある。男性 60 歳、女性 55 歳になっている。それに合わせて年金は女性が 5 歳早く受給することができるようになっている。この 5 歳に違いはベトナムでは合理的根拠があるとされているが、それは女性が定年後、孫の世話をしなければならず、5 歳早く定年になるのはその役割を容易にするからである。さらにベトナム戦争などで苦労を重ねてきた年代が定年を迎える時期になっており、5 歳早く定年になるのは労働から解放されて、家庭に戻れることを可能にするので、望ましいと考えられている。しかし、将来的には定年齢の 5 歳の開きはなくなっていくものと思われる。

父親の役割はどうか。母親が働き続けるために、夫はどの程度協力しているのか疑問である。調査によると夫の家事労働の時間は多くない¹⁴⁾。日本と比べれば夫の家事労働の時間は若干長くなっているにすぎない。ベトナムでも女性は家事を担うことが期待されていると言えよう。ただ日本と違うのはベトナムでは外食、時に屋台で食事をする機会が多く、家で食事の準備や後仕舞をする必要性は日本と比べると少ない。特にベトナムでは朝食を屋台でとる割合が高い。夜食は自宅で食べている割合が 9 割を超えている¹⁵⁾。インスタント食品や購入料理ですますことも多いので、食事を作る負担が日本と比べると軽減されている。

4. まとめ

ベトナム女性の年齢別労働力率をみると、台形型であり、男性のそれより若干低いが、男性と同じパターンを示している。これは結婚や子育ての時期に女性は退職しないで労働を継続していることを示している。血縁や地縁の協力によって女性が働き続けることが可能になっている。しかし、夫はそれに積極的に協力しているようには思えない。女性の家事負担は相変わらず大きく、夫だけの収入では生活できないので、女性も働かざるを得ない状況にある。夫婦共稼ぎが当然視

されている。これは、ベトナム女性は男女平等というより、「良妻賢母」のために、家庭経済を維持するために労働していると言えよう。女性は55歳定年で退職して、孫の世話をすることを喜びとしている。家族や親族の団結の強さが、女性が働くことを支えているが、女性が定年になれば、こんどは嫁が働くことを支える番になっており、家族のために女性は働き続けなければならない。

女性が従事している労働を見てみよう。労働力率は男性より若干低い程度であるが、その労働の形態は二極分化しつつあるように思われる。管理職になる層とインフォーマル・セクターで自営業として働いたり、都市の雑業に従事したり、家内工業に従事したり、農村で無給の農作業に従事して、低い収入で、労働法や社会保障の保護を受けない層の2つである。前者は男性並みに働き、親族の援助やお手伝いさんを雇うことによってそれを可能にする環境にある。後者は家族の生活を支えるために少しでも稼げる仕事について働く女性である。そこには男女平等ではなく、家庭を支える「良妻賢母」のベトナム人女性の姿をみることができる。

注

- 1) 前原智子 (2005) 「ジェンダー—社会と家族における女性の地位と役割」 今井昭夫・岩井美佐紀編著『現代ベトナムを知るための60章』明石書店、158頁
- 2) レ・ティ・ニャム・トゥエット (2010)、210頁
- 3) 小高泰 (2005) 「人々の意識を荒廃させた経済・社会政策—ドイモイ前の「バオカップ」制度」 中野亜里編『ベトナム戦争の「戦後」』めこん、181頁
- 4) 宮沢千尋 (2005) 「ベトナムの家族、親族、家譜」 今井昭夫・岩井美佐紀編著・前掲書、152頁
- 5) 宮沢千尋・前掲論文、155頁
- 6) 香川孝三 (2008-1)、116頁
- 7) 桂良太郎 (2003)、104頁
- 8) ベトナムの婚姻家族法は1950年民法典の修正により離婚制度を整備し、1959年婚姻家族法、1975年婚姻家族法、2000年婚姻家族法が制定された。Pham Thanh Van, “Law on marriage and family in Vietnam”, *Family and Women Studies*, vol1. June 2002, pp.33-37、2014年の家族法改正では同性婚を法律上承認する改正案が国会に提出されたが、成立に至らなかった。同性婚の儀式に刑罰を科す規則が廃止されるという結果に終わった。<http://thediplomat.com/2014/06/vietnam-prolongs-lgbt-discrimination>
- 9) 出生率の低下傾向について World Bank ed., *World Development Indicators*, 2014.2.15. しかし、人口自体は増加していき、2030年には1億540万人、2040年には1億890万人、2050年には1億1160万人にまで増えると予測されている。しかし、2100年には8260万人に減少することが予測されている。ベトナムも少子高齢化の方向に向かっている。
- 10) 梅本千佐子 (2012) 「ベトナムの出産・子育て事情と働く女性」 労働調査 2012年6月号、1-2頁
- 11) 世界開発計画編 (2013) 「人間開発報告書 2013」 阪急コミュニケーションズ 181頁
- 12) グエン・ティ・ビン (2003)、12頁
- 13) <http://newsroom.mastercard.com/press-release/women-in-asiapacific-making-strides-towards-greater->

soci183economic-advancement/

- 14) 夫と妻の 600 名のアンケートによると、家事労働の時間が妻の場合 326 分なのに対して、夫は 94 分である。クアット・チュ・ホン、ブイ・チュ・フォン、リ・バック・ズン「公的労働と家事労働をうまくこなすには、三つの頭と六本の手が必要である—ベトナム「現代」女性のジレンマ」落合恵美子・赤枝香奈子編（2012）、183 頁
- 15) 図録アジアの外出状況 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/8038.html> および <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/3037.html>

参考文献

- グエン・ティ・ビン著（2003 年）『家族、仲間、そして祖国—ベトナム社会主義共和国。元国家副主席グエン・ティ・ビン女史回顧録』コールサック社
- 桂良太郎（2003 年）「ベトナムにおける家族の特徴と福祉」奈良大学総合研究所所報 12 号 99-109 頁
- クマリー・ジャワフルダネ著（中村平治監修）（2006 年）『近代アジアのフェミニズムとナショナリズム』新水社
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編（2007 年）『アジアの家族とジェンダー』勁草書房
- レ・ティ・ニヤム・トゥエット（2010 年、監修・藤目ゆき、翻訳・片山須美子）『ベトナム女性史—フランス植民地時代からベトナム戦争まで』明石書店
- 落合恵美子・赤枝香奈子編（2012 年）『アジア女性と親密性の労働』京都大学学術出版会
- 辻村みよ子・スティーヴル若希（2012 年）『アジアにおけるジェンダー平等—政策と政治参画』東北大学出版会
- 京楽真帆子（2014 年）『英雄になった母親戦士—ベトナム戦争と戦後顕彰』有志舎
- 香川孝三（2006 年）『ベトナムの労働・法と社会』信山社
- 香川孝三（2006 年）「ベトナムの第四次男女平等法案」日本ジェンダー研究 9 号、45-55 頁
- 香川孝三（2008 年-1）「ベトナムにおける戸籍制度からみるジェンダー問題」アジア法研究 2 号 113-119 頁
- 香川孝三（2008 年-2）「ベトナムの女性労働者」日本労働研究雑誌 573 号、102-103 頁
- 香川孝三（2009 年）「ベトナムにおけるジェンダーの視点からみる労働における格差」日本ジェンダー研究 12 号、15-26 頁
- 香川孝三（2012 年）「ベトナムのジェンダー」川島典子・西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』ミネルヴァ書房、197-215 頁
- 香川孝三（2014 年）「ベトナムの最低賃金制度」季刊労働法 245 号、235-247 頁
- Rukmalie Jayakody and Pham Thi Thu Phuong（2013）, “Social Change and Fathering: Change or Continuity in Vietnam,” *Journal of Family Issues*, vol34(2) pp.230-251
- Lisa Drummond and Helle Rydstrom ed.,（2004）, *Gender Practices in Contemporary Vietnam*, Singapore University Press, 2004
- Le Thi,（2001）, *Employment and Life of Vietnamese Women during economic Transition*, Thi Goi
- Lynekkyn D. Long et al. ed.,（2000）, *Changing Gender Relations in Vietnam Post Doi Moi Era*, The World

Bank

Daniele Belanger, (1998) "*Regional Differences in Household Composition and Family Formation Patterns in Vietnam*," 1998 Annual Meeting of the Association for Asian Studies, Washington D.C., March 1998, PSC Discussion Papers Series, vol.12, Iss.5, Article 1

Charles Hirschman and Vu Manh Loi, (1996) "Family and Household Structure in Vietnam: Some Glimpses from a Recent Survey," *Pacific Affairs*, vol.69, issue 2, pp.229–249